

# 都市計画手続きの手引き

令和7年3月

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

## はじめに

本手引きは、平成12年5月19日に公布された都市計画法の一部改正（平成13年5月18日施行）等を受けて、「都市計画決定マニュアル」（平成11年4月作成）を修正した平成16年3月作成の「都市計画手続きの手引き」を平成23年6月に加筆修正し、更に、平成23年8月2日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、令和3年4月1日、令和4年3月18日と一部改訂を行ってきました。

この度、事務の効率化や内容の充実を図るための改訂を行ったものです。

各関係機関におかれましては、本手引きに沿って都市計画決定手続きを円滑に進められるようにお願いします。

なお、都市計画の図書作成にあたっては、本手引きによるほか、「改訂 新都市計画の手続（(公財)都市計画協会発行）」に準じて行うものとします。

# 目 次

<b>第 1 章 基本的事項</b>	
1-1 都市計画決定の手続き	1
1-2 都市計画の決定権者	5
<b>第 2 章 県が定める都市計画の決定変更手続き</b>	
2-1 県が定める都市計画のフローチャート	7
2-2 申請書類の様式	11
<b>第 3 章 市町が定める都市計画の決定変更手続き</b>	
3-1 市町が定める都市計画のフローチャート	27
3-2 申請書類の様式	31
<b>第 4 章 都市計画図書の作成例</b>	39
<b>第 5 章 参考資料</b>	
5-1 農政協議	44
5-2 農政協議調書	47
5-3 下水道の都市計画決定	52
5-4 都市公園と都市計画決定	56
5-5 地区計画の決定手続きフロー	57
5-6 臨港地区の決定手続きフロー	58
5-7 港湾事業等の公有水面埋立による土地の取扱い	59
5-8 道路に係る都市計画の取扱い	60
5-9 線引き定期見直しのスケジュール(案)	65
5-10 環境影響評価法における都市計画特例の概要	66
5-11 市町村が定める都市計画に係る知事の協議基準	69
5-12 軽易な変更の取扱い	71
5-13 都市計画の策定手続きの事務決裁処理(県用)	72
5-14 参考図書	73

# 第1章 基本的事項

## 1-1 都市計画決定の手続き

### 1 概要

都市計画は、都市の実態及びその将来を見通し、「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域・根幹的計画」までを一体的、総合的かつ即地的に決定するものである。このため、都市計画の決定事務に当たっては、「個性的なまちづくりの推進」と「広域的・国家的観点からの調整」がともに適切に図られるよう、国、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う必要がある。

このような観点から、地方分権一括法及び関連する政省令の制定・改訂がなされ、これらの一連の制度改正では、都市計画決定等地方公共団体の行う都市計画に関する事務を自治事務にするとともに、市町村都市計画審議会の法定化、都市計画の決定に対する国又は都道府県の関与及び視点の明確化を図る等、都市計画制度に関する所要の見直しを行っている。

今後の都市計画決定手続きにおいては、以上のような状況を十分踏まえ、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、都市計画の確実を図る観点から、都市計画決定手続きにおける住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである。

### 2 決定権者

都市計画の決定権者は、原則として、県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）、臨港地区（重要港湾に係るもの）等、広域の見地から定める必要がある地域地区、広域的又は根幹的都市施設、市街地開発事業（大規模な土地区画整理事業等であって国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）並びに市街地開発事業等予定区域（一団地の住宅施設の予定区域を除く）に関する都市計画を定め、市町村がその他の都市計画を定める。

### 3 決定手続き

#### (1) 県が定める都市計画の決定手続き

県が定める都市計画は、県が関係機関との協議、公聴会・説明会等により住民の意見の反映を図り作成する。なお、市町村は必要があるときは、県に対し案を申し出ることができ、県は関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

その後、住民に対して計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民からの案に対する意見書の提出があれば、その要旨もあわせて都市計画審議会に計画案を付議することになっている。

都市計画は、都市計画審議会で議決された後、必要なものについては国土交通大臣の同意を受けて決定され、都市計画の内容を告示することによってその効力を発揮する。

#### (2) 市町村が定める都市計画の決定手続き

市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設

#### 都市計画を定めるもの

法第15条

※政令第9、10条、10条の2

#### 県の都市計画の案の作成

法第15条の2

#### 公聴会の開催等

法第16条第1項

#### 都市計画の案の縦覧等

法第17条

#### 県の都市計画の決定

法第18条

#### 都市計画の告示等

法第20条

#### 市町村の都市計画の決定

法第19条

に関する基本構想に即し、かつ、都市計画区域マスタープランに適合したものでなければならない。市町村が都市計画の案を定めようとする場合は、公聴会・説明会等による住民の意見の反映、関係機関との調整、公告及び2週間の縦覧、住民からの意見書の受理等によって必要な修正を行った後、市町村の都市計画審議会に付議のうえ、知事と協議を行い市町村で告示し決定される。なお、当該市町村に都市計画審議会が置かれていないときは、県の都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

市町村の都市計画審議会における意見書の取り扱いについては、意見書の内容も踏まえた審議ができるよう、案の縦覧後に市町村の都市計画審議会を開催することが望ましい。

また、法律で定められた手続きのほかにも、施行者が素案作成段階から必要に応じて事前調整等を行うことにより、計画の早い段階から県と市町村間の調整を図ることが望ましい。

### (3) 都市計画の決定・変更の時期

事業実施時期が明らかな施設及び事業は、当該事業着手の前年度までには、決定・変更をすることが望ましい。

## 4 住民意見の反映

都市計画の決定手続きの中での住民の意見の反映は、次の二つの方法によってなされている。

### (1) 公聴会・説明会の開催等

法律上、都市計画の案を作成する場合において必要があると認めるときは、公聴会・説明会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされている。

したがって、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、真に住民の意見を反映させる場として、都市計画の素案について住民が公開の下で意見陳述を行う場を設けるべきである。また、意見陳述を希望する者には、物理的・時間的に対応が可能な範囲で、当該都市計画の素案作成担当者や公述人相互の質疑・応答を含め、できるだけ意見陳述を認めるべきである。

公開の下で意見陳述を行う場とは、原則公聴会を指す。

説明会を公聴会に代わるものとして開催する場合は、以下の項目に留意する必要がある。

- i) 説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知されていること
- ii) 都市計画の素案の内容を住民が十分把握していること
- iii) 住民の意見陳述の場が十分確保されていること

なお、住民からの意見がどのように都市計画の案に反映されたのか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

### 公聴会の開催等

法第16条第1項

### 都市計画の案の縦覧等

法第17条

### 都市計画の告示等

法第20条

## 5-11

### 市町村が定める都市計画

### に係る知事の協議基準

### 公聴会の開催等

法第16条第1項

都市計画運用指針

## 都市計画の案の縦覧等

法第17条

## 都市計画の提案制度

法第21条の2

～法第21条の5

### (2) 都市計画の案の公告・縦覧・意見書の提出

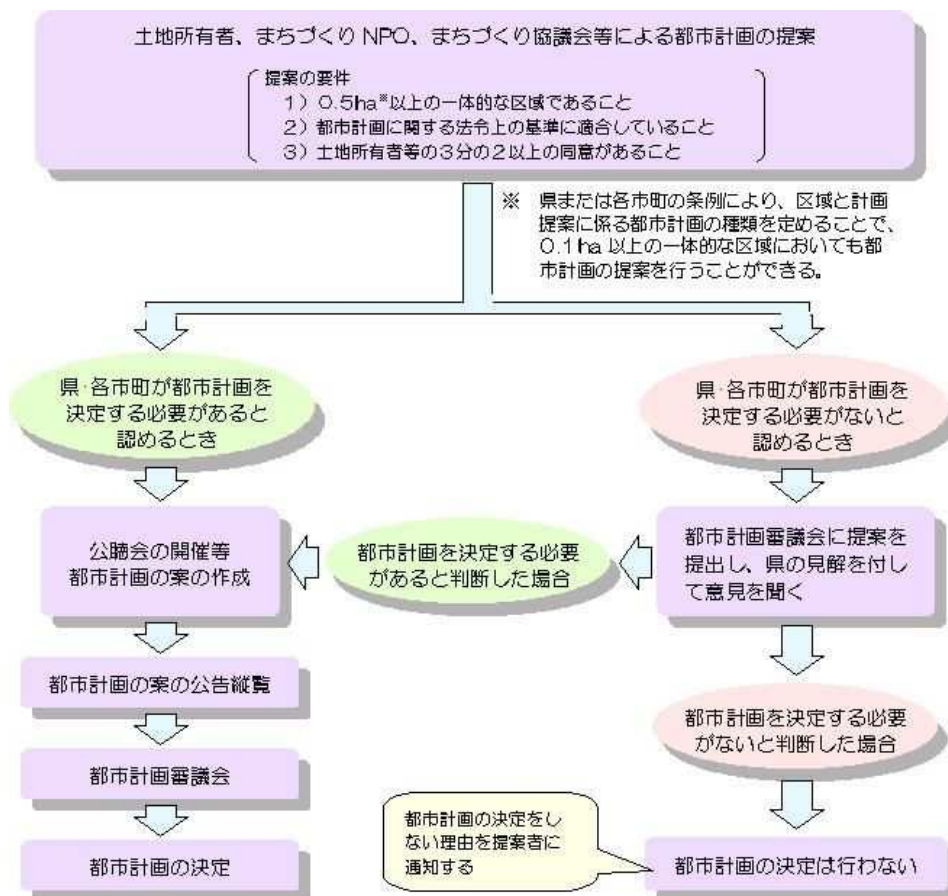
都市計画の案が作成されると、その旨を公告の日から2週間公衆の縦覧に供することとされており、県が定める都市計画にあっては県及び当該都市計画の定められる区域の市町村において、市町村が定める都市計画にあっては当該市町村において縦覧を行っている。なお、公告は県報、市(町)報により行われ、縦覧は県都市・まちづくり推進課及び市町村の都市計画担当課において行われる。

また、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に当該都市計画の案の内容に対する意見書を提出することができることになっており、県が定める都市計画にあっては県の都市計画審議会に、市町村が定める都市計画にあっては当該市町村の都市計画審議会に、その要旨が都市計画の案とともに提出されることになっている。

### (3) 都市計画の提案制度

この制度は、地域のまちづくりに対する取組みを今後の都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、土地の所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定や変更の提案ができるものである。

#### ○都市計画決定までのフロー



## 5 他の行政機関との調整等

都市計画は行政の各分野にわたる事項を総合的に調整する機能を有するものであるから、その決定変更の際には、都市計画を所管する行政機関が関係行政機関等と十分調整を図る必要がある。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画については、県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。また、国土交通大臣は、その決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び環境大臣の意見を聞かなければならない。

(2) 都市施設に関する都市計画については、県及び市町村はあらかじめ、当該都市施設を管理することになる者に協議しなければならない。

## 6 国の関与

都市計画の決定は都道府県及び市町村が中心となって行っているが、国の施策、計画等との総合的な調整を図り、かつ都市計画の決定に伴う私権の制限の適正化を図るために、国は都道府県の定める都市計画の一部について調整を行うこととされている。

### (1) 国土交通大臣の同意

都道府県は、国の利害に重大な関係のある都市計画の決定については、国土交通大臣の同意が義務付けられている。

### (2) 国土交通大臣の指示等

国土交通大臣は国の利害に重大な関係がある事項に関して必要があると認めるときは、都道府県に対し、又は都道府県知事を通じて市町村に対し、一般的な監督権限として、必要な措置をとるべきことを指示できることになっている。

## 7 通達の廃止と都市計画運用指針

都市計画決定手続きは、これまで通達に基づいて行われていたが、地方分権一括法によって、都市計画決定事務が自治事務となったことから、都市計画に係る通達は廃止され、新たに都市計画運用指針により国の考え方が示された。

## 他の行政機関との調整等

法第23条

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画

法第23条第1, 2項

## 管理者との協議

法第23条第6項

## 国土交通大臣の同意

法第18条第3項

※政令第12条

## 国土交通大臣の指示等

法第24条

## 都市計画運用指針

# 1-2 都市計画の決定権者

都市計画の種類	県が定める都市計画		市町村が定める都市計画	備考
	県が定める都市計画	左のうち国土交通大臣の同意を要するもの		
都市計画区域	全部	全部	—	
準都市計画区域	全部	—	—	
1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	全部	全部	—	
2 区域区分	全部	全部	—	
3 都市再開発方針等	全部	—	—	
4 地域地区				
(1) 用途地域 (13地域)	—	—	全部	
(2) 特別用途地区	—	—	全部	
(3) 特定用途制限地域	—	—	全部	
(4) 特例容積率適用地区	—	—	全部	
(5) 高層住居誘導地区	—	—	全部	
(6) 高度地区	—	—	全部	
(7) 高度利用地区	—	—	全部	
(8) 特定街区	—	—	全部	
(9) 都市再生特別地区	全部	全部	—	
(10) 防火地域・準防火地域	—	—	全部	
(11) 特定防災街区整備地区	—	—	全部	
(12) 景観地区	—	—	全部	
(13) 風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの	—	1の市町村区域内の面積10ha以上のもの又は面積10ha未満のもの 全部	2以上の市町村の区域にわたる風致地区は当県にない
(14) 駐車場整備地区	—	—	全部	
(15) 臨港地区	重要港湾に係るもの	国際戦略港湾、国際拠点港湾	地方港湾に係るもの	国際戦略港湾、国際拠点港湾は当県には無い
(16) 歴史的風土特別保存地区	全部	全部	—	
(17) 第1種 歴史的風土保存地区	全部	全部	—	
第2種 歴史的風土保存地区	全部	全部	—	
(18) 緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの	—	1の市町村区域内のもの	近郊緑地特別保全地区は当県には無い
特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの	近郊緑地特別保全地区	1の市町村区域内の面積10ha以上のもの又は面積10ha未満のもの	
緑化地域	—	—	全部	
(19) 流通業務地区	全部	—	—	
(20) 生産緑地地区	—	—	全部	
(21) 伝統的建造物群保存地区	—	—	全部	
(22) 航空機騒音障害防止地区	全部	—	—	
航空機騒音障害防止特別地区	全部	—	—	
5 促進区域 (4 地区)	—	—	全部	
6 遊休土地転換利用促進地区	—	—	全部	
7 被災市街地復興推進地域	—	—	全部	
8 都市施設				
(1) 道路	自動車専用道路 一般国道、県道	高速自動車国道、一般国道 首都高速道路、阪神高速道路	市町村道等	
(2) 都市高速鉄道	全部	全部	—	
(3) 駐車場	—	—	全部	
(4) 自動車ターミナル	—	—	全部	
(5) 空港	全部	成田・東京・中部・関西国際空港	—	
(6) 公園	国又は都道府県が設置する面積10ha以上のもの	国が設置するもの	国又は都道府県以外が設置する面積10ha以上のもの又は面積10ha未満のもの	全部
(7) 緑地				
(8) 広場				
(9) 墓園	—	—	全部	
(10) 運動場	—	—	全部	
(11) 水道	水道用水供給事業の用に供する水道	—	水道用水供給事業の用に供する水道以外の水道	
(12) 電気供給施設	—	—	全部	
(13) ガス供給施設	—	—	全部	



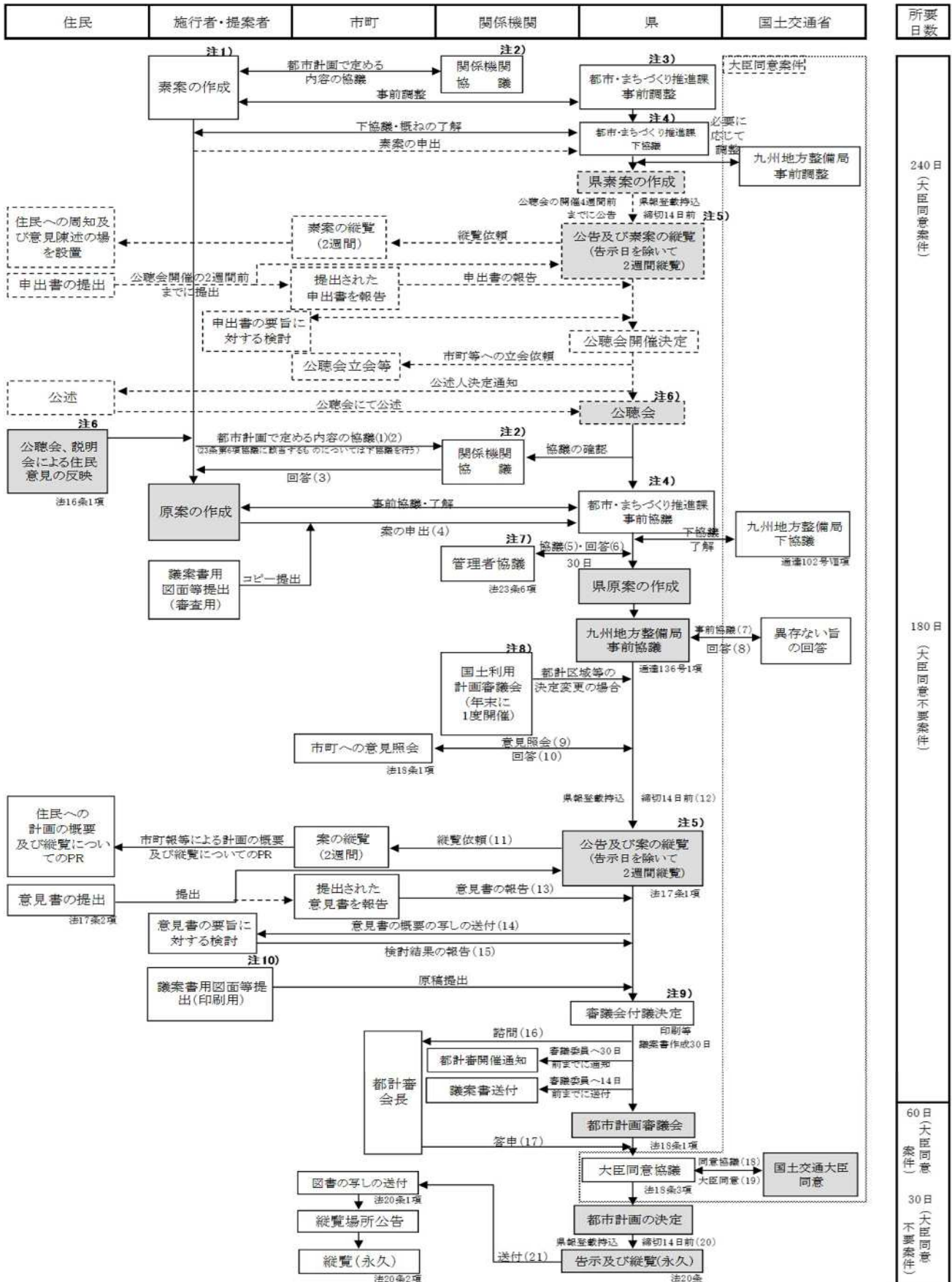
都市計画の種類	県が定める都市計画		市町村が定める都市計画	備考
	県が定める都市計画	左のうち国土交通大臣の同意を要するもの		
(14) 下水道	①流域下水道 ②排水区域が2以上の市町村の区域にわたる公共下水道	—	排水区域が一の市町村内の公共下水道	流域下水道は当県には無い
(15) ごみ焼却場 (産業廃棄物処理施設)	全 部	—	—	
(16) ごみ焼却場 (その他)	—	—	全 部	
(17) 河 川	一級、二級河川	一級河川	準用河川等	
(18) 運 河	全 部	—	—	
(19) 学 校	—	—	全 部	
(20) 図書館	—	—	全 部	
(21) 研究施設	—	—	全 部	
(22) 病 院	—	—	全 部	
(23) 保育所	—	—	全 部	
(24) 市 場	—	—	全 部	
(25) と畜場	—	—	全 部	
(26) 火葬場	—	—	全 部	
(27) 一団地の住宅施設	—	—	全 部	
(28) 一団地の官公庁施設	全 部	全 部	—	
(29) 一団地の都市安全確保拠点施設	—	—	全 部	
(30) 流通業務団地	全 部	—	—	
(31) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設	—	—	全 部	
(32) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設	—	—	全 部	
(33) 一団地の復興拠点市街地形成施設	—	—	全 部	
(34) 電気通信事業の用に供する施設	—	—	全 部	
(35) 防風、防火、防水、防雪、防砂、防潮の施設	—	—	全 部	
<b>9 市街地開発事業</b>				
(1) 土地区画整理事業	区域の面積が50haを超え国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの	—	区域の面積が50haを超え国の機関又は都道府県以外が施行すると見込まれるもの又は区域の面積が50ha以下のもの	
(2) 新住宅市街地開発事業	全 部	—	—	
(3) 工業団地造成事業	全 部	—	—	
(4) 市街地再開発事業	区域の面積が3haを超え国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの	—	区域の面積が3haを超え国の機関又は都道府県以外が施行すると見込まれるもの又は区域の面積が3ha以下のもの	
(5) 新都市基盤整備事業	全 部	—	—	
(6) 住宅街区整備事業	区域の面積が20haを超え国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの	—	区域の面積が20haを超え国の機関又は都道府県以外が施行すると見込まれるもの又は区域の面積が20ha以下のもの	
(7) 防災街区整備事業	区域の面積が3haを超え国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの	—	区域の面積が3haを超え国の機関又は都道府県以外が施行すると見込まれるもの又は区域の面積が3ha以下のもの	
<b>10 市街地再開発事業等予定区域</b>	新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、一団地の官公庁施設及び流通業務団地の予定区域	一団地地域の官公庁施設の予定区域	区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	
<b>11 地区計画等</b>	—	—	全 部	※法第19条3項

：大分県において計画決定していないもの。

※政令第13条に該当する事項を地区計画に定める場合は、知事との協議等が必要となる。

# 第2章 県が定める都市計画の決定変更手続き

## 2-1 県が定める都市計画のフローチャート



注)  : 手続きの骨格をなすものであり、(1)~(21)については別紙に様式を示す。

※所要日数については、公聴会・説明会等に係る日数を別途考慮すること。

### 注 1) [素案の作成]

素案は原則として施行者・都市計画提案者が作成する。ただし、施行者が県の場合において、市町は必要があると認めるときは、県に対し、県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

また、県は都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。(法第 15 条の 2)

### 注 2) [関係機関との協議]

- 1 都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合は協議する。なお、都市・まちづくり推進課との最初の協議に際して協議先の確認を行い、遅くとも都市・まちづくり推進課事前協議までには協議を完了すること。なお、協議内容は記録し、必要に応じて協議録や公文書の写しを添付すること。なお、協議録に関する様式は自所属で使用しているものでよい。

#### 例 ①施設管理者との法 23 条 6 項下協議

国、県道を都市計画道路として決定変更する場合等で、将来、当該施設管理者となる者との協議(直轄国道の計画決定変更、補助国道や県道の計画決定変更など)

#### ②事業課協議

事業実施主体、あるいは補助事務の窓口との協議

※都市計画決定(変更)後、事業認可の手続きや事業実施となることが多いため、事業課との協議は必ず行うこと

#### ③交差協議(他の道路、JR、河川、交差点など)

平面、立体を問わず、当該施設が交差する施設の管理者との協議、または、交通管理の観点から行う最寄りの警察署との協議

#### ④農政協議(P 71~P 78 参照)

農振地域内に影響を及ぼす場合に行う農政担当部局との協議

#### ⑤施設管理者との任意協議

当該施設と関連する河川・砂防、農業施設等の施設管理者との協議

#### ⑥土木事務所企画調査担当課及び関係市町都市計画担当課との協議

都市計画決定・変更に係る協議

#### ⑦その他

林政、環境、文化財、国公有地、都市公園等、法令を所管する機関との協議

- 2 この関係機関との協議は、施行者が素案・原案を作成する段階で、関係機関と協議を行い素案・原案を作成することにより、以後の手続きの円滑化を図るものである。
- 3 協議する内容は実施協議ではなく都市計画で定める内容を協議するものであり詳細については実施協議に委ねること。(事業実施と絡む案件についてはこの協議と並行して施行者が実施協議を進める必要がある場合があるが、その違いに留意すること。)

### 注 3) [事前調整]

素案作成段階において必要に応じて事前調整を行うこと。軽微な変更など簡単な案件については不要な場合もある。

### 注 4) [下協議] [事前協議]

都市計画決定、変更の事前協議に係る審査の円滑化を図るため、県都市・まちづくり推進課との事前協議(下協議を含む)時には、法定図書(計画書、計画図等)の他に都市計画の決定、変更の内容やスケジュール、関係機関との協議内容がわかる資料を提出すること。

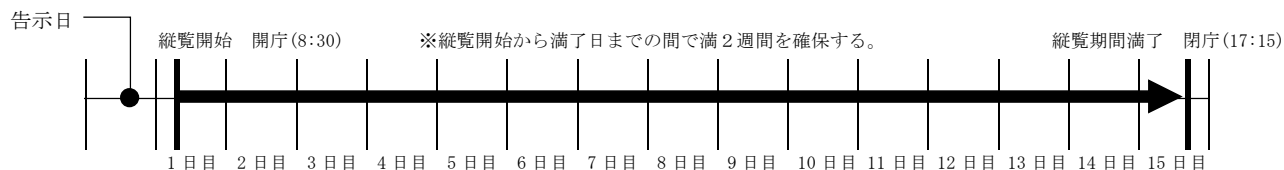
提出する資料については任意とする（地元説明会で使用した資料や、関係機関との協議時に作成した協議録等既存資料でよい）。

なお、下協議は素案縦覧のおよそ1か月前までには行うこと。

#### 注5) [公告及び案（素案）の縦覧]

縦覧期間は告示日の次の日（次の日が土日・祝日となる場合はその次の開庁日）から開始し、開始日から起算して15日目までとする。

また、縦覧期間に年末年始やゴールデンウィーク等、長期の閉庁日が含まれる場合は、適宜縦覧期間を変更し、法の規定の趣旨に反しないような対応とすること。なお、想定される期間の末日が土日・祝日にあたる場合は、満了日はその次の開庁日となる。



縦覧に供する図書は、「第4章都市計画図書の作成例」を参照すること。また、縦覧期間中は、縦覧場所に縦覧受付簿を備えおいて、縦覧者に必ず記入をしてもらうこと。なお、素案縦覧の際は公聴会公述申出書を、案縦覧の際は意見書を備えおいて必要に応じて記入をしてもらうこと（それぞれの様式については別途様式集参照）。

#### 注6) [公聴会の開催等]

住民意見を反映させるために必要な措置としてあらかじめ素案についての公聴会を開催する。ただし、次の場合は公聴会を開催しなくてもよいものとする。

- ・都市計画の案の内容が名称の変更の場合
- ・変更の内容が軽微であって住民の利害関係に影響がないことが明らかな場合
- ・説明会の開催日時及び開催場所が事前に周知され、かつ、都市計画の素案の内容と内容についての具体的な説明が事前に行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されている場合
- ・大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成すべき場合など、やむを得ない事情があると認められる場合

なお、どのような案件であろうとも最低限、計画案についてその内容に関係する住民に理解してもらう、または周知徹底する等何らかの措置を講ずるよう留意すること。

公聴会を開催した際は、公聴会開催記録書（別途様式集参照）の写しを関係市町長へ送付する。

#### 注7) [管理者協議]

注2)の1で施行者において下協議済みの法23条6項協議に該当する案件について都市計画決定権者として協議するものである。

#### 注8) [国土利用計画審議会]

大分県土地利用基本計画の変更が必要な場合に諮問する。

例 ・都市計画区域の拡大等

#### 注9) [都計審付議決定]

審議会へ諮問する案件は審議会開催予定日の40日前までに決定する。

#### 注10) [議案書用図面等提出]

議案書用図書を提出すること。

注 11) [素案、原案、県原案、案の言葉の説明]

このフローチャートでは「案」について4つの段階に分けた言葉使いをしている。厳密な定義ではないが以下のようなニュアンスで言葉の使い分けをしている。

素案：施行者の段階での案

原案：公聴会等で住民意見を取り入れた施行者の段階での案

県原案：関係機関との下協議が完了した決定権者の案

案：国も同意（事前協議により異存ないの回答）をした段階での案

なお、大臣同意案件でないものについては、県原案が案となる。

注 12) [事前調整、下協議、事前協議の言葉の説明]

「協議」についても3つの段階に分けた言葉使いをしている。これを上記の「案」の段階と関連させて説明すると

事前調整：施行者と県においては素案の段階での協議であり、県と国においては素案から原案にする段階で国の意見を考慮する必要があるときにする協議（主に説明会等を開催する場合に事前に国の意見を聞くものである）

下協議：施行者と県においては素案から原案にする段階での協議であり、県と国においては原案から県原案にする段階での協議

事前協議：施行者と県においては原案から県原案にする段階での協議であり、県と国においては県原案から案にする段階での協議（ただし、事前協議の文書を国に提出するときは、実質上の協議は既に終了している段階であることに注意すること）

## 2-2 申請書類の様式

### [ 県 決 定 ]

(1) 関係機関協議（23条6項協議に該当しない場合）

(道路の例)

番 号  
年 月 日

注1) 国土交通省  $\left( \begin{array}{l} \text{大分} \\ \text{佐伯} \end{array} \right)$  河川国道事務所長 殿

注2) 都市・まちづくり推進課長

〇〇都市計画道路の  $\left( \begin{array}{l} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  について（協議）

【県】 〇〇都市計画道路を次のように  $\left( \begin{array}{l} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  したいので、

【市町】（都市計画法第15条の2の規定により、〇〇都市計画道路の案を次のように作成したいので）

注4) 都市計画において定める内容について協議します。

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：〇〇都市計画道路  
名称：〇・〇・〇号 〇〇〇〇線ほか〇路線

- 注3)
2. 添付書類
    - ① 計 画 書
    - ② 総 括 図
    - ③ 計 画 図
    - ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙1
    - ⑤ その他必要な図書（参考図）

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」「警察署」等があり、国土交通省の場合は協議内容によって、九州地方整備局と大分・佐伯河川国道事務所に分かれる。

注2) 協議者は都市計画法第15条の2に基づき、施行主体により「都市・まちづくり推進課長」「土木事務所長」「市町長」等となる。協議者が市町長となる場合、協議文は（ ）書きとなる。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注3) 添付書類は当該協議に必要な部分のみでよい場合や正の書類（県への提出書類）の写し（図面関係では白焼図面）でもよい場合が考えられるなど、協議先により添付書類の簡素化が図られると思われるので協議先と協議のこと。なお、協議後計画図等に変更が生じた場合はすみやかに協議先と適切な処置を講じておくこと。

注4) 「都市計画において定める内容について協議」とは計画書や計画図に記載された事項を協議するということであり、実施時の詳細設計をした段階でないと判らない内容まで協議する必要はないということである。ただし、計画決定即実施という場合はこの限りではないが、この場合においても、実施協議は実施協議として並行して進め（実施協議は施行者に任せる）、「都市計画において定める内容について」これでよいか協議相手に確認をとり、都市計画決定（変更）についての協議を終了させること。

注5) 道路管理者などにおいて23条6項協議に該当するものについては次のページの例を参照のこと。なお、23条6項協議に該当するものとは管理者が管理する都市施設を決定または変更する場合である。例えば、市道の都市計画道路を直轄国道に交差する形で新規決定する場合で直轄国道の変更を伴わないときは23条6項協議に該当せず、単なる交差点協議となるので、この協議文書の取り交わしで足りる。

## [ 県 決 定 ]

### ( 2 ) 関係機関協議 ( 2 3 条 6 項 協 議 の 下 協 議 )

( 道 路 の 例 )

番 号  
年 月 日

注1) 国土交通省 (大分) 河川国道事務所長 殿  
(佐伯)

注2) 都市・まちづくり推進課長

〇〇都市計画道路の (決定) について (協議)  
(変更)

〇〇都市計画道路を次のように (決定) したく、素案を作成しましたので、  
(変更)

注4) 都市計画において定める内容について協議します。

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：〇〇都市計画道路  
名称：〇・〇・〇号 〇〇〇〇線ほか〇路線

- 注3)
2. 添付書類  
① 計 画 書  
② 総 括 図  
③ 計 画 図  
④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙1  
⑤ その他必要な図書 (参考図)

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」等がある。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) 協議者は、施行主体により例の他に「土木事務所長」「市町長」等がある。

注3) この協議は都市計画法第15条の2により原案作成者である県及び市町が原案を作成する段階で、その都市施設を管理することとなる者と事前に協議を行い原案を作成することにより、以後の手続きを円滑に進めるためのものである。

注4) 前ページの注3)～注4)と同じ。

### ( 3 ) 関係機関協議の回答

( 道 路 の 例 )

番 号  
年 月 日

注1) 都市・まちづくり推進課長 殿

関係機関の長

〇〇都市計画道路の (決定) について (回答)  
(変更)

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で協議のありました標記の件については、異存ありません。

(令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で協議のありました標記の件については、実施設計策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)

注1) 協議の回答先の例としては「都市・まちづくり推進課長」「土木事務所長」「市町長」等がある。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

## [ 県 決 定 ]

( 4 ) 案の申出

( 道路の例 )

番 号  
年 月 日

大分県土木建築部長 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

○○都市計画道路の 

決定
変更

 (大分県決定) について (申出)

標記について、都市計画法第15条の2の規定により、下記の関係図書を添え申し出ます。

記

1. 計画書
2. 総括図
3. 計画図
4. その他必要な図書

注1) 大臣同意案件については添付書類を2部提出すること。なお、他省庁協議が必要な場合は、添付書類部数の追加あり。(随時指示)

注2) 案の申出までには関係機関協議が終了していることを原則とする。  
よって、前ページまでの(1)～(3)の協議文書の写しと、関係機関と協議を行った内容がわかる資料を提出すること。



## [ 県 決 定 ]

( 5 ) 2 3 条 6 項 協 議

( 直 轄 国 道 の 例 )

番 号  
年 月 日

国土交通省  
九州地方整備局長 ○○ ○○ 殿  
(国土交通省大分河川国道事務所経由)

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○

○○都市計画道路の ( 決 定 )  
変 更 ) について ( 協 議 )

○○都市計画道路を次のように ( 決 定 )  
変 更 ) したいので、都市計画法第 2 3 条

第 6 項の規定に基づき協議します。

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線
2. 添付書類
  - ① 計 画 書
  - ② 総 括 図
  - ③ 計 画 図
  - ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙1
  - ⑤ その他必要な図書 (参考図)

注 1) この協議は都市計画決定権者の県が 2 3 条第 6 項に基づく施設管理者との協議である。

注 2) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「J R」等である。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

( 6 ) 2 3 条 6 項 協 議 の 回 答

( 直 轄 国 道 の 例 )

番 号  
年 月 日

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○ 殿

国土交通省九州地方整備局長 ○○ ○○

○○都市計画道路の ( 決 定 )  
変 更 ) について ( 回 答 )

令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のありました標記の件については、  
異存ありません。

(令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のありました標記の件については、  
実施設計策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)



# [ 県 決 定 ]

(9) 市町へ意見照会

(道路の例)

(公印省略)	番 号 年 月 日
市 町 長 ○○ ○○ 殿	大 分 県 上記代表者 大分県知事 ○○ ○○
○○都市計画道路の $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$ (大分県決定) に関する 意見について (照会)	
○○都市計画道路を次のように $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$ したいので、都市計画法 $\left[ \begin{array}{l} \text{第18条} \\ \text{第21条} \end{array} \right.$	
第1項 第2項の規定において準用する同法第18条第1項	の規定により、貴市 (町)
の意見を求めます。	
1. 都市計画の種類及び名称 種類：○○都市計画道路 名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線	
2. 添付書類 ① 計 画 書 ② 総 括 図 ③ 計 画 図 ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙2 ⑤ その他必要な図書	

注) 原案送付時 (市町の前案) の内容と同一の場合には、添付書類は不要とする。

(10) 意見照会の回答

(道路の例)

大 分 県 上記代表者 大分県知事 ○○ ○○ 殿	番 号 年 月 日
市 町 長 名	
○○都市計画道路の $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$ (大分県決定) に関する 意見について (回答)	
都市計画法 $\left[ \begin{array}{l} \text{第18条第1項} \\ \text{第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項} \end{array} \right.$	
の規定により、令和○○年○月○日付け都第○○号で照会のありましたこと について当市 (町) は原案に同意します。	

注) 公印要否については、各市町の判断による。



## [ 県 決 定 ]

(13) 縦覧意見書の報告

(道路の例)

番 号  
年 月 日

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (大分県決定) に係る縦覧

の意見書について (報告)

標記について、下記により報告します。

記

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線
2. 縦覧期間 令和○年○月○日～令和○年○月○日
3. 縦覧者 ○名
4. 意見書の有無

注1) 縦覧のPRをした市町報の写しをこのときに提出すること。なお、公印要否については、報告者の判断による。

注2) 意見書がある場合は提出された意見書を添付すること。

(14) 縦覧意見書の写しの送付

(道路の例)

(公印省略)

番 号  
年 月 日

注1)  
市 町 長 名 殿

大分県土木建築部長 ○○ ○○

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (大分県決定) に係る縦覧

の意見書の写し等の送付について

標記について、下記により送付します。

記

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線
2. 縦覧期間 令和○年○月○日～令和○年○月○日
3. 縦覧者 ○名
4. 意見書の有無
5. 意見書の写し
6. 意見書総括表及び要旨 注2)

注1) 送付先は、施行主体により例の他に「土木事務所長」等がある。

注2) 意見書総括表及び要旨を別紙様式により作成すること

## 〔 県 決 定 〕

「〇〇都市計画〇〇の 決定  
変更 について」の意見書総括表

	意 見 書 〇〇件 (〇〇人)			④ 〇〇件 (〇〇人)	⑤ 〇〇件 (〇〇人)	備考
	① 提出されたもの	② 提出後取り下げ られたもの	③ 意見書と認めら れないもの	意見書以外のも ので意見書とし て取り扱うもの (要望書、陳情 書等)	意見書として 採用するもの  ⑤=①+④- (②+③)	
賛 成						
反 対						
上記以外						
計						

注) A 4 版横書きとする。

「〇〇都市計画〇〇の 決定  
変更 について」の意見書の要旨

[縦覧期間 令和〇年〇月〇日～〇月〇日]

(〇〇市町)

番 号	受付年月日	意見書提出者 住 所	意見書の主な内容
1	年 月 日		要旨をまとめて箇条書きにする。 .....
2			..... : :

注) A 4 版横書きとする。

# 〔 県 決 定 〕

(15) 縦覧意見書の検討結果報告

(道路の例)

番 号  
年 月 日

大分県土木建築部長 ○○ ○○ 殿

注1)  
市 町 長 名

○○都市計画道路の 決定  
変更 (大分県決定) に係る縦覧

の意見書の検討結果について (報告)

標記について、下記により報告します。

記

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線
2. 意見書の処理方針

注1) 報告者は、施行主体により例の他に「土木事務所長」等がある。なお、公印の要否は、報告者の判断による。

注2) 意見書の写し等を県から受けたら、意見書の処理方針を別紙様式により提出すること。

「○○都市計画○○の 決定  
変更 について」の意見書の処理方針

番号	意見書提出者	意見書の主な内容	意見書に対する考え方
1		要旨をまとめて箇条書きにする。 .....	.....
2		..... : :	..... : :

注) A 4 版横書きとする。

## [ 県 決 定 ]

(16) 県都計審へ諮問

(道路の例)

(公印省略)

都 第 号  
年 月 日

大分県都市計画審議会  
会長 ○○ ○○ 殿

大分県知事 ○○ ○○

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (大分県決定) について (諮問)

標記について、都市計画法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第18条} \\ \text{第21条第2項の規定において準用する同法} \end{array} \right.$

$\left. \begin{array}{l} \text{第18条第1項} \end{array} \right]$ の規定により、別紙のとおり貴審議会に諮問します。

注) 別紙とは議案書のことである。

(17) 県都計審より答申

(道路の例)

(公印省略)

都 審 第 号  
年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

大分県都市計画審議会  
会長 ○○ ○○

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (大分県決定) について (答申)

令和○○年○月○日付け都第○○号で諮問のありました標記の件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

この  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  は適当と認めます。



# [ 県 決 定 ]

(18) 大臣同意協議（大臣同意が必要な場合）

（道路の例）

番 号  
年 月 日

国土交通省  
九州地方整備局長 ○○ ○○ 殿

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○

○○都市計画道路の 決定 について  
変更

標記について、都市計画法 第18条第3項  
第21条第2項の規定において準用する同法

第18条第3項 の規定により、協議を申出する。

（添付書類）

- ① （計 画 書）
- ② （総 括 図）
- ③ （計 画 図）
- ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙1
- ⑤ その他必要な図書

注）事前協議時の内容と同一の場合には、下記文書を合わせて送付する。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

## 添付図書の変更がない旨を証明する文書

番 号  
年 月 日

国土交通省  
九州地方整備局長 ○○ ○○ 殿

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○

○○都市計画道路の 決定 の協議申出に係る添付書類について  
変更

令和○年○月○日付け第○○号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、令和○年○月○日付け第○○号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明する。

注）公印要否については、協議先に確認すること。

## [ 県 決 定 ]

(19) 大臣同意（大臣同意が必要な場合）

（道路の例）

番 号

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○

令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のあった○○都市計画道路の

〔決定〕  
〔変更〕

については、都市計画法

〔第18条第3項  
第21条第2項の規定において準用する

同法第18条第3項〕の規定により、同意する。

令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 ○○ ○○

## (20) 決定告示

道路の変更例（原文は縦書き）

大分県告示第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり○○都市計画道路を変更した。

令和 年 月 日

大分県知事 ○ ○ ○ ○

一 都市計画の種類

○○都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
○・○・○ ○○○○○線			

（区域は別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○○市（町） ○○○○ ○○○○ ○○○○

（「別図」は、省略し、三の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

注1）上記書式により県報に登載する。市町においては、市町報により告示のPRを行う。

注2）県報は毎週火、金曜日に発行している。決裁の上発行日の10日前までに法務室に持ち込む。

# [ 県 決 定 ]

(21) 図書の写しの送付

(道路の例)

(公印省略)

番 号  
年 月 日

市 町 長 ○○ ○○ 殿

大 分 県  
上記代表者 大分県知事 ○○ ○○

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (大分県決定) の図書の写しの  
送付について

都市計画法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 1 8 条第 1 項} \\ \text{第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項} \end{array} \right]$

の規定により○○都市計画道路を  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  したので  $\left[ \begin{array}{l} \text{同法 2 0 条第 1 項} \\ \text{同法 2 1 条第 2 項の規定} \end{array} \right]$

$\left. \begin{array}{l} \text{において準用する同法第 2 0 条第 1 項} \\ \text{注 1)} \end{array} \right]$  の規定により図書の写しを送付します。

(なお、同図書の写しについては、同法第 2 0 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供し、同法施行規則第 1 2 条の規定により縦覧場所を公告する必要があります。)

## 1. 都市計画の種類及び名称

種類：○○都市計画道路

名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線

注 1) 国土交通省九州地方整備局への図書の写しは、( ) 書き分を削除する。

注 2) 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書の写し(市町の控)である。

(ただし、この図書は事前協議又は本協議時に提出されたものと同ーの場合は決定告示文書の写しを送付する。)

## 都市計画の策定の経緯の概要

〇〇都市計画道路の 〔 決 定 〕  
〔 変 更 〕

事 項	時 期	備 考
説明会	R 年 月 日	
公聴会	R 年 月 日	公述人の意見の概要
地方整備局長事前協議	R 年 月 日	回答：R . .
市町村への意見照会	R 年 月 日	回答：R . .
計画案の縦覧	R 年 月 日から R 年 月 日まで	意見書の概要
県都市計画審議会審議	R 年 月 日	
国土交通大臣同意	R 年 月 日（予定）	
決定告示	R 年 月 日（予定）	

注1) 公聴会の公述人の意見の概要および計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入のこと。（別添でもよい）

注2) 国土交通省協議等に用いる。

別紙2 都市計画の策定の経緯の概要

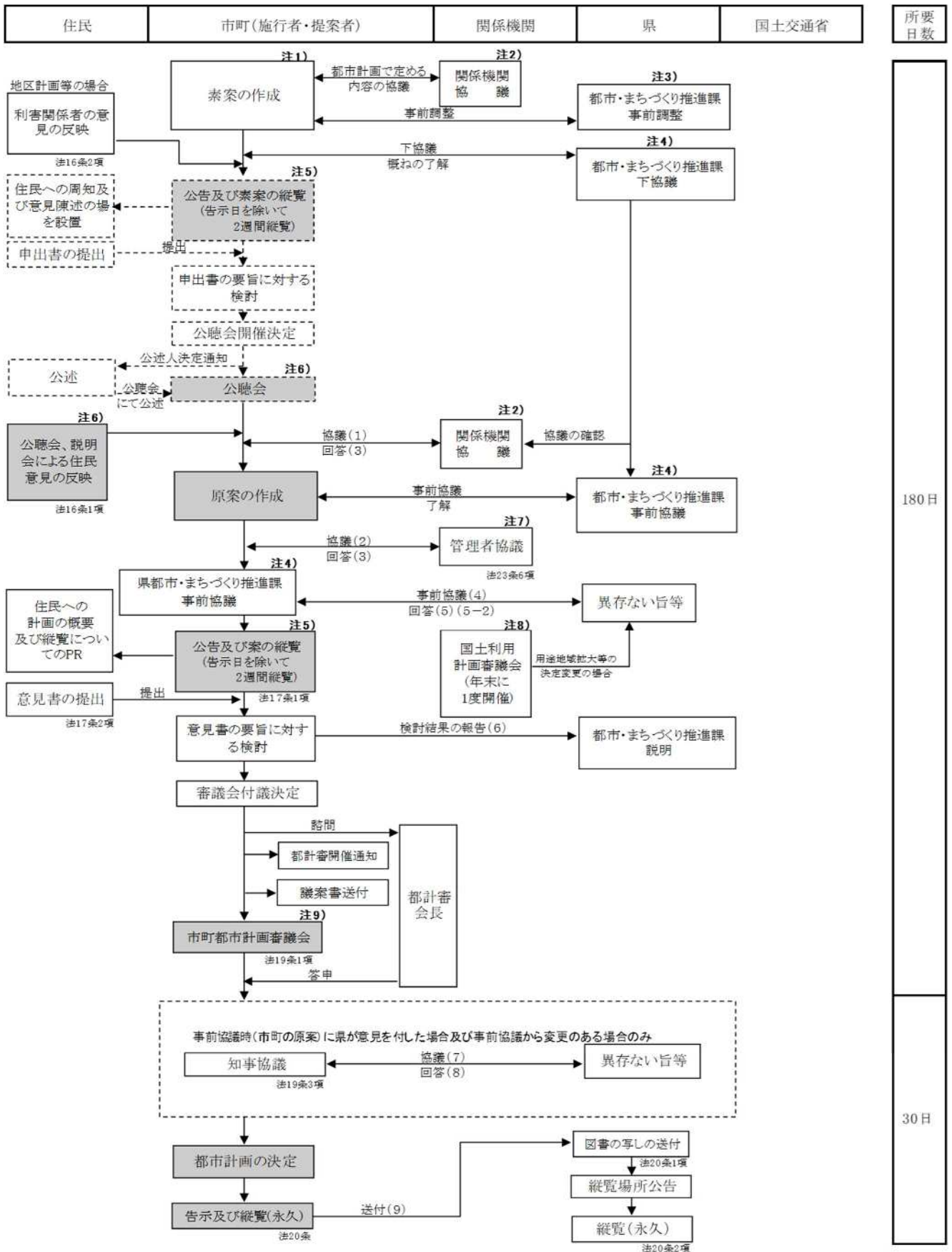
〇〇都市計画道路の 決定  
変更  
(大分県決定)

手 続 き	年 月 日	番 号	備 考
(1)関係機関協議	R . .	第 号	
(2)23条6項協議の 下 協 議	R . .	第 号	
説 明 会	R . .		
公 聴 会	R . .	縦覧期間 R . . ~ R . .	公述人の意見の概要
(3)関係機関協議の回答	R . .	第 号	
(4)案の申し出	R . .	第 号	
(5)23条6項協議	R . .	都第 号	
(6)23条6項協議 の 回 答	R . .	第 号	
☆ (7)事 前 協 議 (大臣同意)	R . .	都第 号	
(8)事前協議の回答 (大臣同意)	R . .	国九整分計建第 号	
(9)市町への意見照会	R . .	都第 号	
☆ 市町の審議会	R . .		
(10)意見照会の回答	R . .	第 号	
(11)市町へ縦覧依頼	R . .	都第 号	
☆ (12)縦 覧 告 示 (計画案の縦覧)	R . .	県告第 号	縦覧期間 R . . ~ R . .
(13)意見書の報告	R . .	第 号	意見書の提出の有無
(14)意見書の概要の 写しの送付	R . .	都第 号	
(15)縦覧意見書の 検討結果報告	R . .	第 号	
(16)県都計審へ諮問	R . .	都第 号	
☆ 県都市計画審議会	R . .		
(17)県都計審より答申	R . .	都審第 号	
(18)大臣同意協議	R . .	都第 号	
(19)大 臣 同 意	R . .	国九整分計建第 号	
☆ (20)決 定 告 示	R . .	県告第 号	
(21)図書の写しの送付	R . .	都第 号	
(22)都市計画図の送付	R . .	第 号	

注) 少なくとも「☆」印については予定(上旬、中旬、下旬)を記入し提出すること。

# 第3章 市町が定める都市計画の決定変更手続き

## 3-1 市町が定める都市計画のフローチャート



注)    : 手続きの骨格をなすものであり、(1)~(9)については別紙に様式を示す。  
 ※ 所要日数については、公聴会・説明会等に係る日数を別途考慮すること。

### 注 1) [素案の作成]

素案は原則として市町が作成する。ただし、市町以外の施行者が明確な場合（事業実施と絡む案件）は、市町と協議のうえ施行者が作成する場合がある。

また、提案制度により提案があった場合で、各市町で定める提案制度手続きに関する要領等により、提案者が素案を作成することが明確な場合は提案者が作成する。

ただし、法定図書（計画書、計画図等）については施行者が作成した素案を基に市町が作成することとする。

### 注 2) [関係機関との協議]

- 1 都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合は協議する。県都市・まちづくり推進課との最初の協議に際して協議先の確認を行い、遅くとも県都市・まちづくり推進課事前協議までには協議を完了すること。なお、協議内容は記録し、必要に応じて協議録や文書回答の写しを添付すること。なお、協議録に関する様式は自所属で使用しているものでよい。

例 ①施設管理者との法 2 3 条 6 項下協議

将来、当該施設管理者となる者との協議

②事業課協議

事業実施主体、あるいは補助事務の窓口との協議

※都市計画決定（変更）後、事業認可の手続きや事業実施となることが多いため、事業課との協議は必ず行うこと

③交差協議（他の道路、J R、河川、交差点など）

平面、立体を問わず、当該施設が交差する施設の管理者との協議、または、交通管理の観点から行う最寄りの警察署との協議

④農政協議

農振地域内に影響を及ぼす場合に行う農政担当部局との協議

⑤施設管理者との任意協議

当該施設と関連する河川・砂防、農業施設等の施設管理者との協議

⑥土木事務所企画調査担当課との協議

都市計画決定・変更に係る協議

⑦その他

林政、環境、文化財、国公有地、都市公園等、法令を所管する機関との協議

- 2 この関係機関との協議は、施行者が素案・原案を作成する段階で、関係機関と協議を行い素案・原案を作成することにより、以後の手続きの円滑化を図るものである。
- 3 特に、法 2 3 条 6 項協議に該当するものについては都市計画決定権者の市町名において必ず協議文書を取り交わしておくこと。
- 4 協議する内容は実施協議ではなく都市計画で定める内容を協議するものであり詳細については実施協議に委ねること。（事業実施と絡む案件についてはこの協議と並行して施行者が実施協議を進める必要があるがその違いに留意すること。）

### 注 3) [事前調整]

素案作成段階において必要に応じて事前調整を行うこと。軽微な変更など簡単な案件については不要な場合が多い。

### 注 4) [下協議] [事前協議]

都市計画決定、変更の事前協議に係る審査の円滑化を図るため、県都市・まちづくり推

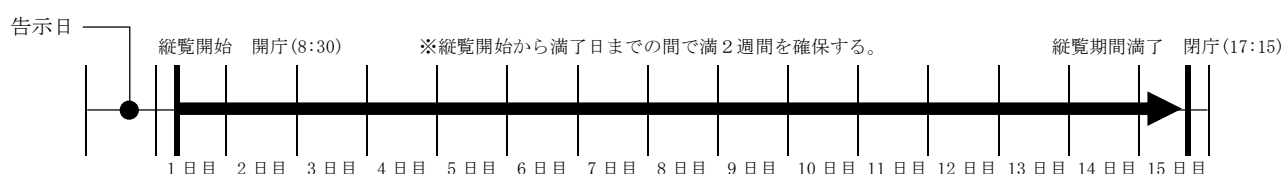
進課との事前協議（下協議を含む）時には、法定図書（計画書、計画図等）の他に都市計画の決定、変更の内容やスケジュール、関係機関との協議内容がわかる資料を提出すること。提出する資料については任意とする（地元説明会で使用した資料や、関係機関との協議時に作成した協議録等既存資料でよい）。

なお、下協議については地元説明会の前に、事前協議については案縦覧の1か月前までには行うこと。

#### 注5) [公告及び案（素案）の縦覧]

縦覧期間は告示日の次の日（次の日が土日・祝日となる場合はその次の開庁日）から開始し、開始日から起算して15日目までとする。

また、縦覧期間に年末年始やゴールデンウィーク等、長期の閉庁日が含まれる場合は、適宜縦覧期間を変更し、法の規定の趣旨に反しないような対応とすること。なお、想定される期間の末日が土日・祝日にあたる場合は、満了日はその次の開庁日となる。



縦覧に供する図書は、「第4章都市計画図書の作成例」を参照すること。また、縦覧期間中は、縦覧場所に縦覧受付簿を備えおいて、縦覧者に必ず記入をしてもらうこと。なお、素案縦覧の際は公聴会公述申出書を、案縦覧の際は意見書を備えおいて必要に応じて記入をしてもらうこと（それぞれの様式については別途様式集参照）。

#### 注6) [公聴会の開催等]

各市町で定める公聴会の開催等に係る規則等に基づき、住民意見を反映させる措置をとることとする。ただし、法の趣旨に鑑み、原案作成段階において十分な住民意見の反映ができるように留意する必要がある。

なお、参考までに県での公聴会等の取扱いを以下に示す。

##### 【大分県における公聴会等の取扱い】

住民意見を反映させるために必要な措置としてあらかじめ素案についての公聴会を開催する。ただし、次の場合は公聴会を開催しなくてもよいものとする。

- ・都市計画の案の内容が名称の変更の場合
- ・変更の内容が軽微であって住民の利害関係に影響がないことが明らかな場合
- ・説明会の開催日時及び開催場所が事前に周知され、かつ、都市計画の素案の内容と内容についての具体的な説明が事前に行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されている場合
- ・大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成すべき場合など、やむを得ない事情があると認められる場合

なお、どのような案件であろうとも最低限、計画案についてその内容を関係する住民に理解してもらう、または周知徹底する等何らかの措置を講ずるよう留意すること。

#### 注7) [管理者協議]

注2)の1で市町において下協議済みの法23条6項協議に該当する案件について都市計画決定権者として協議するものである。

#### 注8) [国土利用計画審議会]

大分県土地利用基本計画の変更が必要な場合に諮問する。



例 新たに用途地域を指定する場合や、公有水面埋め立てによる用途地域の拡大等

**注 9) [市町都市計画審議会]**

事前協議の際に、県が意見を付して回答した場合にあっては、当該意見の対象となった都市計画を審議する都市計画審議会において、県の意見を提出するものとする。

**注 10) [素案、原案、案の言葉の説明]**

このフローチャートでは「案」について3つの段階に分けた言葉使いをしている。厳密な定義ではないが以下のようなニュアンスで言葉の使い分けをしている。

素 案：施行者・提案者の段階での案

原 案：公聴会等で住民意見を取り入れた施行者の段階での案

案：県も同意（事前協議により異存ないの回答）をした段階での案

**注 11) [事前調整、下協議、事前協議の言葉の説明]**

「協議」についても3つの段階に分けた言葉使いをしている。これを上記の「案」の段階と関連させて説明すると

事前調整：素案の段階での協議

下 協 議：素案から原案にする段階での協議

（主に説明会等を開催する場合に事前に市町と県の意見調整を行うもの）

事前協議：原案から案にする段階での協議

（ただし、事前協議の文書を県に提出するときは、実質上の協議は既に終了している段階であることに注意すること）

### 3-2 申請書類の様式

#### [市町決定]

(1) 関係機関協議 (23条6項下協議を含む)

(道路の例)

番 号  
年 月 日

注1) 国土交通省 

大分
佐伯

 河川国道事務所長 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

○○都市計画道路の 

決定
変更

 について (協議)

○○都市計画道路を次のように 

決定
変更

<sup>注3)</sup> したいので、都市計画において

定める内容について協議します。

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線

注2)

2. 添付書類
  - ① 計 画 書
  - ② 総 括 図
  - ③ 計 画 図
  - ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙1
  - ⑤ その他必要な図書 (参考図)

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」「警察署」等である。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) 添付書類は当該協議に必要な部分のみでよい場合や正の書類 (県への提出書類) の写し (図面関係では白焼図面) でもよい場合が考えられるなど、協議先により添付書類の簡素化が図られると思われるので協議先と協議すること。なお、協議後計画図等に変更が生じた場合はすみやかに協議先と適切な処置を講じておくこと。

注3) 「都市計画において定める内容について協議」とは計画書や計画図に記載された事項を協議するということであり、実施時の詳細設計をした段階でないと判らない内容まで協議する必要はないということである。ただし、計画決定即実施という場合はこの限りではないが、この場合においても、実施協議は実施協議として並行して進め (実施協議は施行者に任せる)、「都市計画において定める内容について」これでよいか協議相手に確認をとり、都市計画決定変更についての協議を終了させること。

注4) 23条6項の下協議は原案作成者である市町が原案を作成する段階で、その都市施設を管理することとなる者と事前に協議を行い原案を作成することにより、以後の手続きを円滑に進めるためのものである。なお、23条6項協議に該当するものとは管理者が管理する都市施設を決定または変更する場合である。例えば、市道の都市計画道路を直轄国道に交差する形で新規決定する場合で直轄国道の変更を伴わないときは23条6項協議に該当せず、単なる交差点協議となるので、この協議文書の取り交わしで足りる。

## [ 市 町 決 定 ]

( 2 ) 2 3 条 6 項 協 議

( 道 路 の 例 )

番 号  
年 月 日

注1) 国土交通省 (大分) 河川国道事務所長 ○○ ○○ 殿  
佐伯

市 町 長 名

○○都市計画道路の (決定) について (協議)  
変更

○○都市計画道路を次のように (決定) したいので、都市計画法第23条  
変更

第6項の規定に基づき協議する。

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：○○都市計画道路  
名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線
2. 添付書類  
① 計 画 書  
② 総 括 図  
③ 計 画 図  
④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙3  
⑤ その他必要な図書 (参考図)

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」等である。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) この協議は都市計画決定権者の市町が23条第6項に基づく施設管理者との協議である。

( 3 ) 関 係 機 関 協 議 ( 2 3 条 6 項 協 議 ) の 回 答

( 道 路 の 例 )

番 号  
年 月 日

市 町 長 殿

関係機関の長  
(都市施設管理者)

○○都市計画道路の (決定) について (回答)  
変更

令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のありました標記の件については、異存ありません。  
(令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のありました標記の件については、実施設計策定時に詳細協議を行うことを条件として同意する。)

注) 公印の要否は、各市町の判断による。

## [ 市 町 決 定 ]

( 4 ) 事前協議

( 道 路 の 例 )

番 号 年 月 日	
大分県知事 ○○ ○○ 殿	市 町 長 名
○○都市計画道路の	( 決 定 ) 市 (○○ 決定) について (事前協議) 町 変 更 )
標記について、都市計画法	[ 第 1 9 条 第 3 項 第 2 1 条 第 2 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 法
第 1 9 条 第 3 項 ]	の 規 定 に よ り 協 議 し ま す 。
1. 都市計画の種類及び名称 種類：○○都市計画道路 名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線	
2. 添付書類 ① 計 画 書 ② 総 括 図 ③ 計 画 図 ④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙3 ⑤ その他必要な図書 (参考図)	

注) 公印の要否は、各市町の判断による。

## [ 市 町 決 定 ]

( 5 ) 事前協議の回答

( 道 路 の 例 )

(公印省略)	都 第 号 年 月 日
市 町 長 ○○ ○○ 殿	大分県知事 ○○ ○○
○○都市計画道路の	( 決 定 ) 市 (○○ 決定) について (回答) 町 変 更 )
令和○○年○月○日付け都第○○号で協議のありました標記の件については、異存ありません。 なお、本計画に変更が生じた場合は、貴市町都市計画審議会後に再度協議を行ってください。 (令和○○年○月○日付け○第○○号で協議のありました標記の件について、都市計画法第24条第6項の規定により別紙のとおり意見を付して必要な措置をとるべきことを求めます。)	
記 ○・○・○号 ○○○○線ほか○路線	

(5-2) 図書の写しの送付

(道路の例)

〇〇市町都市計画担当者 殿

〇〇都市計画道路の決定(変更)について、別紙のとおり回答書を送付しますので、告示の手続きが完了後、その写しを都市・まちづくり推進課に送付してください。

注) 異なる旨の回答をした場合のみ(5)に添付する。

[市町決定]

(6) 縦覧意見書の検討結果報告

(道路の例)

番 号  
年 月 日

大分県土木建築部長 〇〇 〇〇 殿

市 町 長 名

〇〇都市計画道路の 

決定
変更

 (〇〇 市町 決定) に係る縦覧の意見書

の検討結果について(報告)

標記について、下記により報告します。

記

1. 都市計画の種類及び名称  
種類：〇〇都市計画道路  
名称：〇・〇・〇号 〇〇〇〇線ほか〇路線
2. 縦覧期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
3. 縦覧者 〇名
4. 意見書の有無
5. 意見書の要旨および処理方針 注1,2)

- 注1) 意見書が無い場合は、「5. 意見書の要旨及び処理方針」は省略する。なお、公印の要否は、各市町の判断による。
- 注2) 意見書がある場合は、意見書の要旨および処理方針を県決定の別紙様式を参考に提出すること。
- 注3) 縦覧のPRをした市町報の写しをこのときに提出すること。

# [ 市 町 決 定 ]

(7) 協議

(道路の例)

番 号  
年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

○○都市計画道路の  $\left[ \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right]$  (○○市町 決定) について (協議の申出)

○○都市計画道路を次のように  $\left[ \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right]$  したいので、都市計画法  $\left[ \begin{array}{c} \text{第19条} \\ \text{第21条} \end{array} \right]$

第3項

第2項の規定において準用する同法第19条第3項

の規定により協議します。

1. 都市計画の種類及び名称

種類：○○都市計画道路

名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線

2. 添付書類

① 計 画 書

② 総 括 図

③ 計 画 図

④ 都市計画の策定の経緯の概要 ※別紙3

⑤ その他必要な図書

注) 事前協議時(市町の原案)に県が異存ない旨の回答をした場合で、かつ、原案の内容と同一の場合は本協議は不要とする。なお、公印の要否は、各市町の判断による。

## [ 市町決定 ]

( 8 ) 協議の回答

(道路の例)

(公印省略)	都 第 年 月 号 日
市 町 長 ○○ ○○ 殿	
	大分県知事 ○○ ○○
○○都市計画道路の	(決定) 市
	(○○ 決定) について (回答)
	(変更) 町
令和○○年○月○日付け都第○○号で協議のありました標記の件については、異存ありません。	
記	
○・○・○号 ○○○○線ほか○路線	

( 8 - 3 ) 図書の写しの送付

(道路の例)

○○市 (町) 都市計画担当者 殿
○○都市計画道路の決定 (変更) について、別紙のとおり回答書を送付しますので、告示の手続きが完了後、その写しを都市・まちづくり推進課に送付してください。

# [ 市 町 決 定 ]

( 9 ) 図書の写しの送付

( 道 路 の 例 )

番 号  
年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

○○都市計画道路の  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  (○○ 市 町 決定) の図書の写しの送付について

都市計画法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 1 9 条 第 1 項} \\ \text{第 2 1 条 第 2 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 法 第 1 9 条 第 1 項} \end{array} \right]$

の規定により○○都市計画道路を  $\left( \begin{array}{c} \text{決定} \\ \text{変更} \end{array} \right)$  したので  $\left[ \begin{array}{l} \text{同 法 2 0 条 第 1 項} \\ \text{同 法 2 1 条 第 2 項 の 規 定} \end{array} \right]$

において準用する同法第 2 0 条 第 1 項  $\left. \vphantom{\left[ \begin{array}{l} \text{同 法 2 0 条 第 1 項} \\ \text{同 法 2 1 条 第 2 項 の 規 定} \end{array} \right]} \right]$  の規定により図書の写しを送付します。  
注1)

## 1. 都市計画の種類及び名称

種類：○○都市計画道路

名称：○・○・○号 ○○○○線ほか○路線

注1) 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書、参考図書の写しである。(ただし、この図書は事前協議時又は本協議時に提出されたものと同じの場合は決定告示文書の写しを送付する。) なお、公印の要否は、各市町の判断による。また、別途電子データによる提出も行うこと。



## 都市計画の策定の経緯の概要

〇〇都市計画道路の 決定  
変更  
(〇〇市町決定)

手 続 き	年 月 日	番 号	備 考
(1)関係機関協議	R . . .	第 号	
説 明 会	R . . .		
公 聴 会	R . . .	縦覧期間 R . . . ~ R . . .	公述人の意見の概要
(2)23条6項協議	R . . .	第 号	
(3)関係機関協議回答 (23条6項協議回答)	R . . . R . . .	第 号 第 号	
☆(4)事前協議	R . . .	第 号	
(5)事前協議の回答	R . . .	都第 号	
☆ 縦 覧 告 示 (計画案の縦覧)	R . . .	告第 号	縦覧期間 R . . . ~ R . . .
(6)縦覧意見書の 検討結果報告	R . . .	第 号	
☆ 市町の都市計画審議会	R . . .		
☆(7)市町：知事協議	R . . .	第 号	
(8)市町：協議の回答	R . . .	都第 号	
☆ 決 定 告 示	R . . .	告第 号	
(9)図書の写しの送付	R . . .	第 号	
(10)都市計画図の送付	R . . .	第 号	

注) 少なくとも「☆」印については予定(上旬、中旬、下旬)を記入し提出すること。



- 注6) 「構造形式の内訳」は、一路線において構造形式が二以上ある場合に設ける。その記載方法は、起点側から終点側に向かって順次、地表式以外の異なる構造形式を有する区間ごとに、当該構造形式を記載し、最後に地表式の全区間をまとめて一区間とみなして、「地表式」と記載し、それぞれの構造形式に対応する項に、位置（ただし、地表式にあっては不要）、区域及び幅員（ただし、異なる幅員がある場合は、最小幅員と最大幅員）をそれぞれ記載する。
- 注7) 「構造形式」は、一区間において、二以上の構造形式がある場合には、それぞれの構造形式を併記する。
- 注8) 地表式の区間において鉄道等と交差する場合は次による。この場合において「構造形式の内訳」が設けられる場合にあっては、「構造形式の内訳」の「地表式」の項に記載する。
- (1) 自動車専用道路の場合  
 鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
- (2) 幹線街路及び区画街路の場合  
 イ 鉄道との交差は、平面、立体ともに個別に記載する。  
 ロ 自動車専用道路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。  
 ハ 幹線街路と立体交差する場合は個別に記載し、平面交差についてはその箇所数を記載する。
- (3) 特殊街路の場合  
 鉄道、自動車専用道路及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
- 注9) 自動車専用道路の「出入口、休憩施設等」は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、出入口の方向及び接続道路等を記載することが考えられる。  
 例：なお、〇〇地内に出入口を設ける。（「備考」終点方向、都市計画道路〇〇線に接続）  
 例：なお、〇〇地内にジャンクションを設ける。（「備考」〇〇縦貫自動車道に接続）
- 注10) 交通広場（駅前にあっては駅前広場）、駐車場等を設ける場合は、区域の説明上必要な場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、その規模等を記載することが考えられる。なお、駐車場にあっては、「備考」欄には、例えば、駐車台数を記載することが考えられる。  
 それ以外で参考として必要な場合は、「備考」欄に記載する。  
 例：なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。（「備考」面積約〇〇㎡）  
 例：「備考」〇〇市〇〇町〇〇丁目～〇〇丁目に共同溝を設ける
- 注11) 特殊街路の場合、備考欄に歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、都市モノレール専用道、路面電车道等の別を記載する。
- 注12) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「理由」の中に次の例のように記載する。  
 例：また、本都市計画による〇・〇・〇号〇〇線事業が周辺環境に与える環境については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。
- 〇・〇・〇号〇〇線事業が環境に与える影響
1. 調査の結果
    - (1) 大気汚染
    - (2) 騒音
    - ...
  2. 調査の内容及び程度
    - (1) 大気汚染
    - (2) 騒音
    - ...
  3. 保全のための措置
  4. 影響の評価
- 注13) 「車線の数」は計画図及び総括図に表示する。なお、「車線の数の内訳」、又は「構造形式の内訳」が設けられる場合にあっては、区間毎の「車線の数」又は「構造形式」を計画図及び総括図に表示する。

(2) 変 更

(書式例)

〇〇都市計画道路の変更 〇〇県決定  
〇〇市町決定

都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	地表式	〇車線	〇〇m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 表示方法は決定の例による。

注2) 上記は、路線変更の例であるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。

例1) 名称変更を伴う変更の場合

都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号〇〇線に名称を改め、次のように変更する。

例2) 新たに路線を追加する場合

都市計画道路に〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように追加する。

例3) 一部廃止

都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を廃止する。

(備考) この場合、計画書及び計画図は省略。

例4) 内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合

次のように本文表示を書き分け、所要の表示を行う。

1. 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号〇〇線に、〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号〇〇線に名称を改め、〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。

2. 都市計画道路に〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように追加する。

3. 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線及び〇・〇・〇号〇〇線を廃止する。

(備考) 3の項については、計画書及び計画図は省略。

(2) — 2 新旧対照表

新 旧 対 照 表

名 称										変更の概要
新					旧					
番号	路線名	幅員 延長 車線数	起 点	終 点	番号	路線名	幅員 延長 車線数	起 点	終 点	
3・1・1	〇〇線	W=16m L=約 2,000m 2車線	〇〇市 大字〇 ○	〇〇市 大字△ △	3.1.1	〇〇線	W=20m L=約 2,000m 2車線	〇〇市 大字〇 ○	〇〇市 大字△ △	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更</li> <li>一部幅員の変更</li> <li>一部線形の変更</li> </ul>

## 2 総括図 (1/25,000 以上)

- ①市町の都市計画図(都市計画区域内の都市計画状況が全て入っているもの)を使用する。
- ②決定、変更する場合は、該当する都市施設、地域地区等の区域を赤、変更前の区域等を黄で表示する。
- ③廃止の場合は、該当する部分を黄で表示する。
- ④地域地区、地区計画の決定、変更する場合は、名称・種類・面積を表示する。
- ⑤用途地域を決定、変更する場合は、各用途地域の凡例に従って決定・変更後の区域内を着色する。
- ⑥道路は、種別・名称・延長・幅員・車線数・起点及び終点(○、→)を赤(廃止の場合は黄)で表示し、その他の都市施設は、種別・名称・面積・処理能力等を赤(廃止の場合は黄)で表示する(計画決定、変更の対象都市施設のみ)。なお、同一路線に異なる車線数が存する場合は、区間毎に車線数を表示する。
- ⑦関係する県決定と市町決定の案件を同時に行う場合、県決定の案件として使用する総括図には、同時に市町決定で定めようとする案件を青で表示する。市町決定の場合はこの逆とする。
- ⑧凡例を表示する。

## 3 計画図 (1/2,500 以上)

- ①図面中の既決定都市施設の区域を全て黒(または茶)線(ロットリング 0.4 mm)で表示する。土地区画整理事業区域等も表示すること。ただし、地域地区の決定、変更の場合で、区域の範囲が既決定都市施設等によらない場合はその限りではない。
- ②都市施設、地域地区等の区域、名称等の記載方法は総括図と同じとする(廃止する場合は計画図は省略)。道路は、起点及び終点の位置(地番等)及び構造形式を赤で表示すること。なお、同一路線に異なる構造形式が存する場合は、区間毎に構造形式を表示する。
- ③公園、地区計画、土地区画整理事業等の場合は、区域の表示を明確にするため測点を設けて「測点 A ~ B は地番界」等の表示により補足するものとする。また、地域地区等で、都市施設等の境界から一定距離等により区域を表示する場合は、一定距離等の表示を行うこと。
- ④地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めたときは、地区整備計画の区域についても表示する。地区整備計画の計画事項のうち、地区の細区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限等の図面表示が必要なものについては、計画図に表示する。
- ⑤幅員、区域の拡大・減少の場合は、変更後の区域を赤の実線で表示し、変更前の区域を黄の実線で表示すること。
- ⑥関係する県決定と市町決定の案件を同時に行う場合、県決定の案件として使用する計画図には、同時に市町決定で定めようとする案件を青で表示する。市町決定の場合はこの逆とする。
- ⑦凡例を表示する。

## 4 参考図

### 道路の場合(例)

- ①平面図
  - ・計画図の根拠となる道路計画を表示したもの。
- ②標準断面図(1/50 程度)
  - ・計画書の車線数、幅員、構造形式が複数存する場合はそれぞれ作成する。
- ③縦断面図(V=1/200、H=1/1,000 程度)
  - ・決定区間を表示する。
- ④横断面図(1/200~1/100)
  - ・必要に応じて添付する。
- ⑤交差点詳細図(1/500~1/300)
  - ・都市計画道路及び国県道の交差点は全て作成し、必要に応じて交差点位置図を作成する。
  - ・計画決定の区域を赤線で示す。
  - ・道路断面の変化点毎に横断面を示す。
  - ・停止線長、滞留長、本線シフト長、減速シフト長、隅切り長、隅切り半径を表示する。
- ⑥立体交差(平面図、縦断面図、横断面図)
  - ・鉄道または道路と立体交差する場合に必要で、交差協議に用いた図面とする。
- ⑦橋梁一般図
  - ・河川協議に用いた図面とする。
- ⑧参考資料
  - ・交通量配分検討資料
  - ・交差点解析検討資料
  - ・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

### 公園等の場合(例)

- ①平面図
  - ・施設の配置、区域設定の根拠が判るもの。

②求積図

- ・区域面積の算出根拠となるもの。

③字図

- ・計画区域を赤線で表示する。

④その他

- ・施設の配置、区域設定等を表示する横断図等。
- ・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

下水道の場合（例）

①処理場、ポンプ場の平面計画図

②その他

- ・処理施設等の場合、計画位置の検討、能力の検討等を行った資料
- ・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

## 5 図面タイトル

図面は白出しで折り、下図を参考にタイトルを貼り付ける。（サイズ 10cm×10cm）

なお、法規図書（総括図、計画図）の総図面数に参考図書の図面数を加えないこと。

図面袋は、原則として法規図書と参考図書を別にするものとし、図面目録を貼り付ける。

法規図書	参考図書
総括図 (全○葉中の1)	交差点平面図 (全○葉中の○)
縮尺 1/10000	縮尺 1/500
大分県決定	大分県決定

## 6 大臣同意の対象となる案件の場合

大臣同意の対象となる案件については、図書（参考資料を含む）を原案提出の時点で県都市・まちづくり推進課に2部提出するものとする。なお、他省庁協議が必要な場合は、添付書類部数の追加あり。（随時指示）

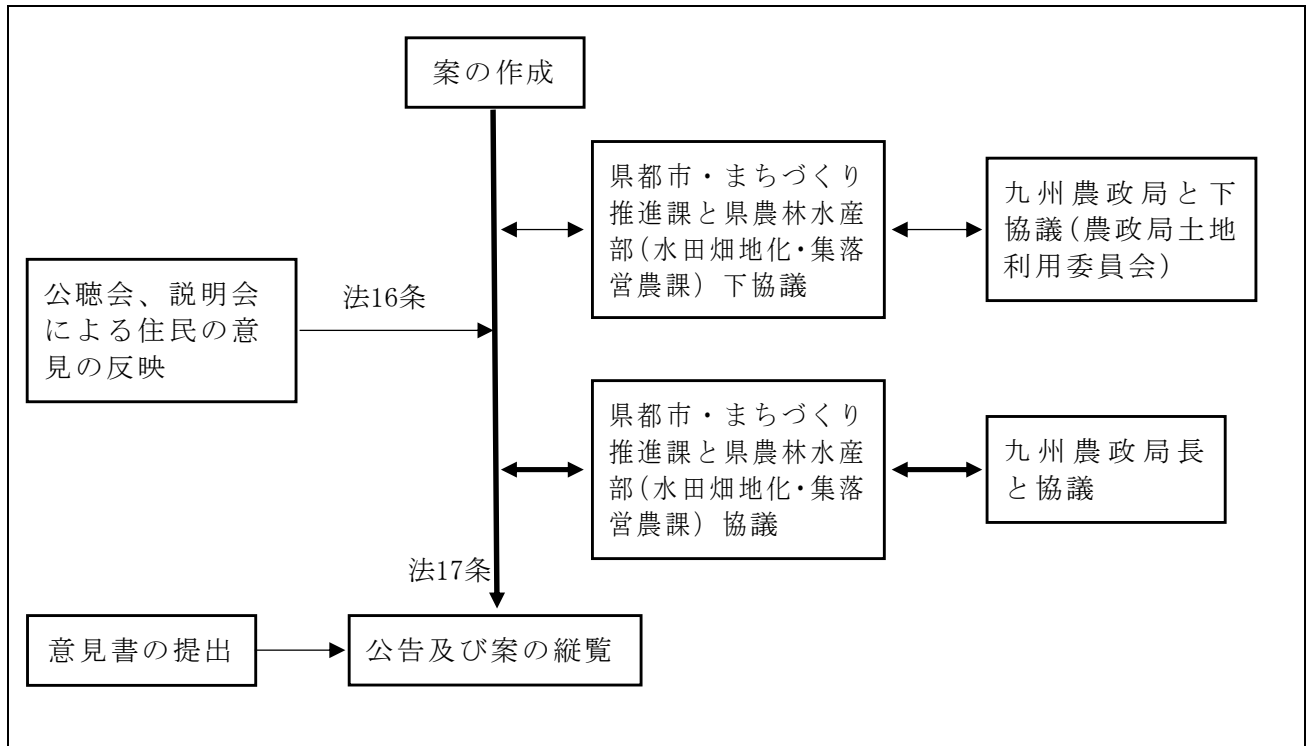
大臣同意の対象でない県決定案件、市町決定案件の県都市・まちづくり推進課への提出は1部とする。市町においても、決定区分を問わず必ず1部作成し、都市計画決定告示後は永久縦覧図書（縦覧の対象は計画書と法規図書）として適正管理を行うこと。

## 第5章 参考資料

### 5-1 農政協議

線引き・用途に関する都市計画、その他の都市計画の決定・変更、下記に関する事項の詳細については、「土地利用調整実務必携（平成9年度発行、農林水産省構造改善局計画部地域計画課監修）」及び「都市計画と農林漁業との調整措置（平成23年7月28日、農林水産省農村振興局）」を参考に県水田畑地化・集落営農課と協議を行うものとする。

#### ■農政協議の基本的な手続きフロー（案の縦覧まで）



#### ■下水道の計画決定・変更

##### ○農政協議が必要な内容

都市計画決定に関わるものが、農振地域にかかる場合。

##### ○提出資料

・排水区域が農振地域にかかる場合

- 1) 様式2
- 2) 現況土地利用面積調書
- 3) 都市計画決定の計画書
- 4) 計画決定のスケジュール
- 5) 都市計画決定の総括図
- 6) 農振土地利用計画図に計画区域をおとしたもの

7) 1/2, 500 の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したもの  
(計画区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する)

※農振農用地が含まれる場合は、排水区域設定の考え方を整理して、個別の理由等も必要とされる。

・処理場等が農振地域にかかる場合

上記の1)～7)に加えて様式5が必要になる。

#### ■公園の計画決定・変更

○農政協議が必要な内容

区域が農振地域にかかる場合。

○提出資料

1) 様式2

2) 様式3

3) 現況土地利用面積調書

4) 都市計画決定の計画書

5) 計画決定のスケジュール

6) 都市計画決定の総括図

7) 農振土地利用計画図に計画区域をおとしたもの

8) 1/2, 500 の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したものの(計画区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する)

※農振農用地が含まれる場合は、公園位置の選定の理由等が必要とされる。

○参照通達：都市公園法の都市公園の区域設定と農業上の土地利用との調整について

(S51.8.23 51 構改B 第2066号 構造改善局長)

#### ■道路の計画決定・変更

○農政協議が必要な内容

高速自動車国道、一般国道及び県道のうち高規格幹線道路・地域高規格道路・大規模バイパスが農振地域にかかる場合。

上記に該当しない路線についても農振農用地に区域がかかる場合は、県水田畑地化・集落営農課に農政協議の必要有無を確認する。



○提出資料

- 1) 様式 2
- 2) 様式 4
- 3) 都市計画決定の計画書
- 4) 計画決定のスケジュール
- 5) 都市計画決定の総括図
- 6) 農振土地利用計画図に計画路線位置をおとしたもの
- 7) 1/2, 500 の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したものの（計画路線区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する）
- 8) その他（通達に基づく資料）

○参照通達：高速自動車国道の建設等と農業上の土地利用との調整について

(S52. 6. 25 52 構改 B 第 1367 号 構造改善局長)

一般国道及び都道府県道並びにこれらのうち高規格幹線道路、地域高規格幹線道路及び大規模バイパスの建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について

(H10. 7. 31 10 構改 C 第 412 号 構造改善局長)

■農林水産省構造改善局計画部地域計画課メモ（H元. 5. 22）

（1）都市計画地方審議会の付議事案の調整について

このことについては、別添の昭和 54 年 9 月 11 日付け「都市計画地方審議会の付議事案の調整について（メモ）」により調整結果の報告をお願いしているところですが、最近、協議調整が遅れ事務処理に支障を来す事例が多くなっております。

つきましては、今後、速やかに調整を行い、報告期限を厳守するようお願い致します。

（2）調整協議について

最近、協議調整を行うに当たって期限を伴う案件については、スケジュール的に事務処理に支障を来す事例が多くなっております。

つきましては、今後、協議調整を行うに当たって、スケジュール表を提出し説明をお願いします。



## 都市計画公園（〇〇公園）の区域の選定と農業上の土地利用との調整について

## 1. 都市計画公園の区域の選定と農業上の土地利用との調整概要

( ) 県

都道府県名			左の担当課						
町村名			左の担当課						
協議（調整）の経緯									
年月日	出席者	(1)協議（調整）の内容(2)提示資料(3)協議（調整上）の問題点(4)その他							
地区名	事業計画に係る土地の予定位置等		事業主体	施行予定年度					
	(1)事業計画の内容 具体的な施設名及び面積を記入する。(例 多目的広場〇〇㎡)								
	(2)位置及び規模 〇〇町大字〇〇、面積〇〇ha、位置図添付のこと								
	(3)現況の土地利用状況及び土地利用計画 ・土地利用状況 全体面積〇〇ha、田〇〇ha、畑〇〇ha、山林原野〇〇ha等…土地利用現況図添付 ・土地利用計画 事業計画書及び計画図添付								
上記土地の選定の理由等									
(1)選定の理由  公園設置の必要性及び位置選定理由を記載する。									
(2)町村における調整、意見等  市町村設備における意見									
調整を要する農業施策									
農業振興地域	農業振興地域名	計画策定年月日	都市計画公園の区域に含めようとする農業振興地域内の農地等の面積	調整を要する事項	町村の意見	備考			
	〇〇町 農業振興地域		農業地域〇〇ha（田、畑等の内訳） うち農用地区域〇〇ha（田、畑等の内訳）		農振計画達成上の支障の有無を簡潔に記入。				
土地改良事業等地区	事業名	地区名	地域名	受益面積 A	上期	Aのうち都市計画公園の区域に含めようとする面積	調整を要する事項	町村の意見	備考
							別紙により具体的処理方針を作成する。 …関係図面を添付する。		
調整を要する事項についての問題点									
事項		調整上の問題点			都道府県の意見等				
					①土地利用の状況 ②農家状況及び施設設置に対する農家意向 ③農家対策 ④周辺農地への影響、農業施策等への影響及び防災上の対策等を踏まえて 県の総合意見を記入する。				

都市計画公園（○△公園）の区域の選定と農業上の土地利用との調整について

1. 都市計画公園の区域の選定と農業上の土地利用との調整概要

(大分) 県

都道府県名	大分県		左の担当課	都市計画課					
町村名	○△町		左の担当課	都市計画課					
協議（調整）の経緯									
年月日	出席者	(1)協議（調整）の内容(2)提示資料(3)協議（調整上）の問題点(4)その他							
H8.9.9	農政企画課 ○○主査 都市計画課 ○○主査 ○○技師	(1)○△公園の計画概要について。規模、位置等の妥当性について (2)位置図、農振土地利用図、○△公園計画図 (3)							
地区名	事業計画に係る土地の予定位置等	事業主体	○△町	施行予定年度	平成9～18年度				
	(1)事業計画の内容 野球場約1.4ha、多目的広場約1.3ha、中央広場約0.5ha、駐車場約0.6ha等								
	(2)位置及び規模 ○△町大字○△、面積約8.7ha								
	(3)現況の土地利用状況及び土地利用計画 ・土地利用状況 全体面積約8.7ha、田約2.8ha、畑約1.0ha、山林約1.6ha等								
上記土地の選定の理由等									
(1)選定の理由 ○△町の全体的な公園配置から、市街地に近接したところにレクリエーション活動に対応できる総合公園が必要であり、土地利用状況や周辺状況等から本計画地が妥当であると判断したため。									
(2)町村における調整、意見等  農業振興上の支障は軽微であり、やむを得ない。									
調整を要する農業施策									
農業振興地域	農業振興地域名	計画策定年月日	都市計画公園の区域に含めようとする農業振興地域内の農地等の面積	調整を要する事項	町村の意見	備考			
土地改良事業当地区	事業名	地区名	地域名	受益面積 A	上期	Aのうち都市計画公園の区域に含めようとする面積	調整を要する事項	町村の意見	備考
調整を要する事項についての問題点									
事項	調整上の問題点			都道府県の意見等					

別紙様式 4

一般国道及び都道府県道のうち高規格幹線道路、地域高規格道路及び大規模バイパスの建設等に関する検討概要

1 都道府県名		左の担当課	
2 道路の建設事業者名		左の担当課	
3 関係路線名		左の調整を要する区間	
4 上記区間で状況	路線発 (1) 年月日	中心杭 (2) 年月日	設計協 (3) 年月日
	表予定 幅杭設 (4) 年月日	用地買収 (5) 年月日	議予定 置予定
5 連絡（調整）の経緯			
年月日	出席者	(1)連絡（調整）の内容(2)提示資料(3)連絡（調整）上の問題点 (4)その他	
6 建設等に係る土地の予定位置等			
(1) 位置及び規模（関係市町村別、路線の延長、幅員等）			
(2) 現況の土地利用状況及び土地利用計画（都市計画、その他）			
(3) その他			
7 上記土地の選定の理由等			
(1) 選定の理由			
(2) 市町村における意見等			
(3) 都道府県における意見等			

8 調整を要する農業施策等										
農 業 振 興 地 域	農業振興地域名	計画 策定 年月日	農用地区域内の道路の建設等に係る面積 (ha)					調整を 要する 事項	市町村及び 都道府県の 意見等	備考
			総 数	田	畑	樹 園 地	採 放 牧 草 地	そ の 他		
			農業振 興地域							
			農用地 区域							
			その他							
			計							
土 地 改 良 事 業 等 地 区	事業名	地区名	地域名	受益面積A	工 期	Aのうち道 路の建設等 に係る面積	調整を要 する事項	市町村及び 都道府県の 意見等	備考	
9 調整を要する事項に係る問題点等										
事 項		調 整 上 の 問 題 点				所 属 の 意 見 等				
10 道路等の建設等に係る位置等を記入した図面その他必要資料を別途添付する										

## 公共下水道の建設と農業上の土地利用との調整状況

事業計画名	事業主体	関連施設			都道府県における協議調整内容、意見等		備考	
		名称	用地面積	左のうち農振面積 ( )農用地面積	土地改良事業等の 実施状況	関連事項		協議調整の経過等
		〇〇終末処理場 又は 〇〇中継ポンプ場) 注：施設毎に作成 する。	〇〇㎡ (土地利用現況)	農振地域面積 〇〇㎡ (土地利用現況) 農用地区域面積 〇〇㎡ (土地利用現況)	・事業名 ・事業主体 ・施行年度 ・事業計画 面積及び延長等  (上記のうち含ま れることとなる 面積、延長等)	問題事項を簡潔 に記入する。	①土地利用の状況 ②農家状況及び施設設置に対する 農家意向 ③農家対策 ④周辺農地への影響、農業施策等 への影響及び防災上の対策等  上記の内容を踏まえ県の意見を 記入する。 なお、農業施策を含むこととな る場合は、その処理方針等別途作 成する。	公共下水道 建設のスケ ジュールを 記入。

## ・添付図面

- ①施設計画図
- ②農振計画図
- ③土地利用現況図
- ④農振施策含む場合は、その計画内容
- ⑤その他必要となる図面

## 5-3 下水道の都市計画決定

都 第1298号  
平成9年1月9日

各市町村  
都市計画担当課長 殿

大分県土木建築部  
都市計画課長

### 下水道の都市計画決定について（通知）

上記の件につきまして、平成8年度全国都市計画主管課長会議において別紙のとおり通知がありましたので、写しを送付します。

今後、決定及び変更する際は、この通知のとおり取り扱うこととしますので、留意願います。  
なお、この通知に伴い、下記の点について十分注意するようお願いいたします。

#### 記

1. 市街化調整区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域外に排水区域を設定する場合で、次に掲げる区域を含める必要があるときは、あらかじめ農林部局との協議を行うこと。
  - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にある農用地（いわゆる農振白地の農地を含む）
  - (2) 森林法第25条の規定により指定された保安林、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第30条の規定により告示された保安林予定森林、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区予定地、保安林整備臨時措置法第2条に規定する保安林整備計画による保安林等指定計画地又は林野庁所管の国有林野
2. 下水管渠等については、下水排除面積が1,000ha以下の管渠は計画決定する必要がなくなりましたが、特にこのことについてのみ変更する必要はない。  
次回の変更の際に同時に変更するものとするが、最終的には都市計画決定権者の判断によるものとされているので、必要がなければ変更しなくてもよい。

## 下水道の都市計画決定について

建設省都市局都市河川課

下水道の都市計画については、平成6年6月の都市計画主管課長会議において、当面の取扱い方針を示したところですが、より適切な都市計画の策定と事務手続きの合理化・円滑化を図る観点から、都市計画に定める範囲等について今後は下記のとおり取扱うこととしたいので留意願います。なお、下記については最終的には都市計画決定権者の判断によるものであり、都市計画決定権者を拘束するものではありません。

## (1) 都市計画に定める範囲について

下水道の都市計画は、市街化区域、市街化調整区域の区分に関わらず、排水区域等を定めることができる。

## (2) 排水区域について

①公共下水道の排水区域は、総括図（1/25,000以上）にその「概ねの区域」として表示することとし、計画図（1/2,500）に表示することは要しない。

②流域下水道の排水区域については、計画書に接続される流域関連公共下水道名を表示するものとする。

計画図に表示する必要はない。

総括図には、流域関連公共下水道の排水区域を表示することで足りる者とする。

変更については、計画書に記載されている事項が変更される場合のみ行うものとする。

## (3) 管渠の都市計画決定について

「下水管渠」について都市計画に定める範囲は以下をその目安とする。

①下水排水面積が1,000ha以上の管渠

②処理水を放流するための主たる管渠

なお、計画書には名称、位置を記載し、区域については計画図に表示することとする。

## (4) その他の施設について

処理場等管渠以外の施設（以下「その他の施設」という）は、計画書に名称、位置を記載することとし、区域については計画図で表示する。

ただし、都市計画決定する管渠から離れたその他の施設については、必要に応じ都市計画に定めることとする。

## (5) フレックスプランについて

原則として都市計画には定めないものとする。



都 第 1584 号

平成9年 3月31日

各市町村

都市計画担当課長 殿

大分県土木建築部

都市計画課長

下水道の都市計画決定について（通知）

上記の件につきまして、平成9年1月9日付け都第1298号で通知しているところでありますが、都市計画の決定の範囲等について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 管渠の都市計画決定について

下水排除面積が1,000ha未滿の管渠については、都市計画決定する必要がなくなったが、管渠の雨水幹線等については、周辺の土地利用や他の都市施設との総合的な調整の上に定める必要があることから、今後も都市計画に定めておくことが望ましいと判断される。

したがって、下水排除面積が1,000ha未滿の管渠を廃止する場合、公共用地の地下埋設となるもののみをその対象とするものとする。

## 公共下水道雨水幹線と都市下水路の調整

公共下水道として都市計画決定された中に、都市下水路の都市計画決定がされたままになっている場合の取り扱い。

S56. 5. 22 の全国下水道主管課長会議資料（別紙）によると、新規に公共下水道に関する都市計画を決定する場合、既に都市下水路が定められていれば、公共下水道の雨水幹線に変更するものとされている。

しかし、以前（S56 よりまえ）は変更せずにそのまま公共下水道の区域内に都市下水路として残っている場合がある。供用開始されていれば、都市下水路として管理しても実質上の問題はないが、公共下水道を都市計画決定した区域内であれば、公共下水道との兼ね合いを考慮し、都市下水路を公共下水道の雨水幹線に変更することが望ましい。

### （方針）

都市計画上で都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に変更する手続きを行う。取り急ぎ行う必要もないので、他に案件があるときに同時に行う。

### （別紙）全国下水道主幹課長会議資料（昭和56年5月22日）

雨水系の下水道事業の取り扱いについて（都市局都市計画課、都市局下水道部公共下水道課）

- （1）下水道に関する都市計画を定めようとするときは、原則として、公共下水道に関する都市計画を雨水系、汚水系併せて定めることが望ましい。ただし、公共下水道に関する都市計画を定められない事情がある場合において、雨水系の下水道を先行的に整備しようとするときは、都市下水路に関する都市計画を定めることができるものとする。
- （2）公共下水道に関する都市計画を定めようとするときに、既に都市下水路に関する都市計画が定められている場合は、当該都市下水路の計画を公共下水道の雨水計画に変更して定めるものとする。

この場合において、当該都市下水路が既に供用済みであるときは、公共下水道に係る下水道法上の事業計画の認可後、速やかに公共下水道として管理するための移管措置（都市下水路の指定廃止、管理移管手続き等）を講ずること。

- （3）公共下水道として都市計画決定された雨水幹線について、公共下水道に係る下水道法上の事業計画が認可されていない場合で、当該雨水幹線を緊急に整備する必要があるときは、当該雨水幹線の整備について「都市計画下水道事業」として、都市計画事業の認可を受けて、事業を実施するものとする。なお、整備完了後、公共下水道に係る下水道法上の事業計画が認可されるまでの間は、下水道法第27条の規定により都市下水路として指定し、都市下水路として管理するものとする。

この場合において、費用の補助については都市下水路事業として取扱うものとする。

## 5-4 都市公園と都市計画決定

### ○都市公園

- ・都市公園法第2条の定義によれば、都市計画施設でなくても地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置するものは都市公園である。
- ・したがって、都市公園法第2条の2に規定されている供用開始の公告を行えば都市公園として位置付けられる。

### ○都市公園の都市計画決定

- ・都市計画法第11条に都市計画に定めることができる都市施設が列挙されており、その中に公園が含まれている。条文に「必要なものを定める」とあるように、必要がなければ都市計画決定をしないでよいということである。

### ○都市公園を都市計画決定するメリット

- ・都市計画決定された都市公園でなければ、都市計画事業としてできないので、事業の際の予算措置が困難である。
- ・都市計画上必要なものとして計画決定するので、簡単に区域を変えるなどできないため、公園を確保する担保になる。

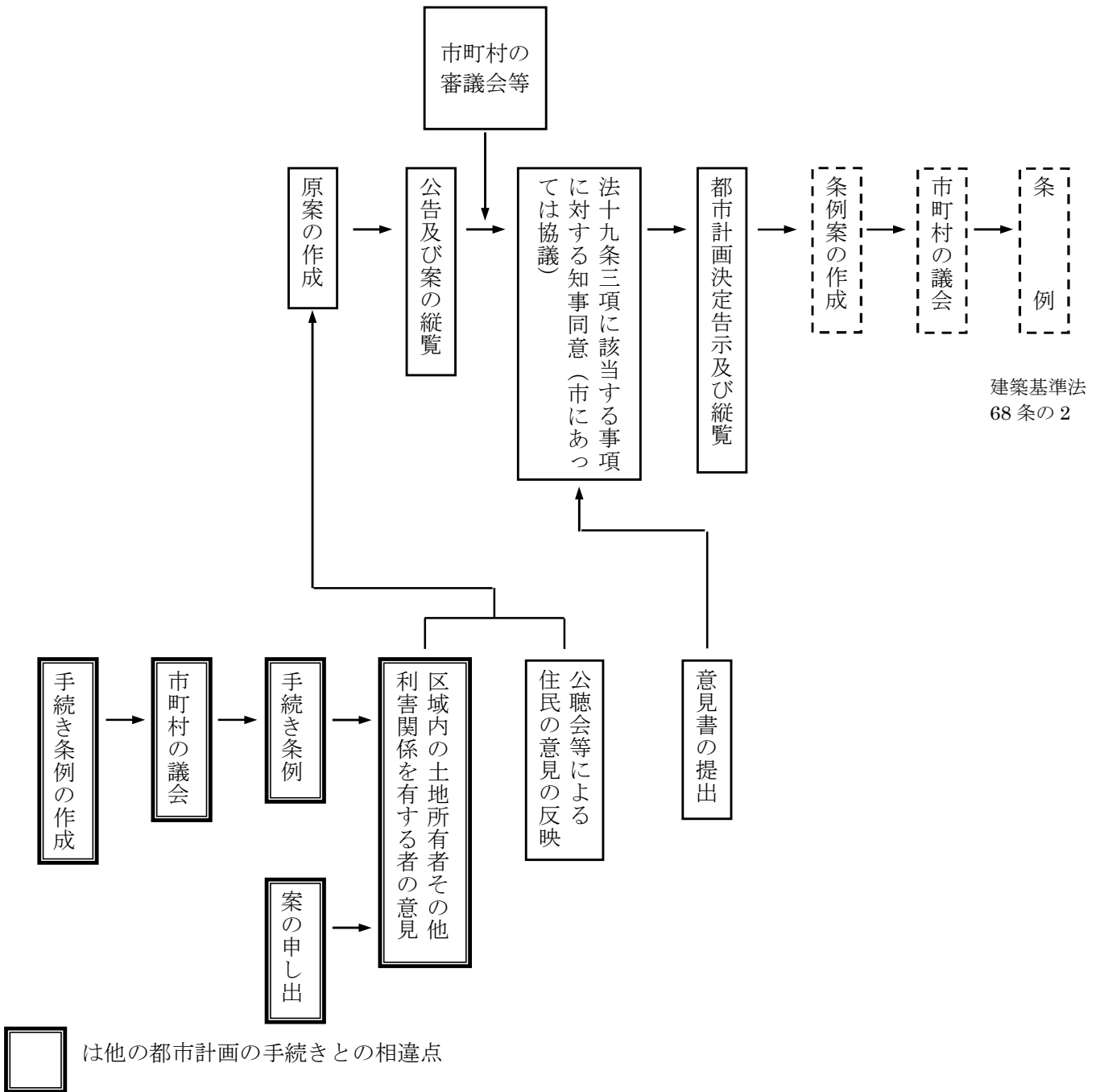
### ○都市計画決定されていない都市公園

- ・都市公園法上の都市公園であれば、都市計画決定されていなくても交付税の対象となる。
- ・都市公園法第16条によれば、都市公園をみだりに廃止をしないこととなっているので、都市計画決定されていなくても公園の確保が担保されている。
- ・都市計画上の位置付けがされていなくても、緑の基本計画上では位置付けられるため問題は無い。

以上のことより、100%整備済の公園で、都市公園として供用開始すれば、都市計画決定をする必要がない。

## 5-5 地区計画の決定手続きフロー

← 都市計画法 ————— 建築基準法 ————— →

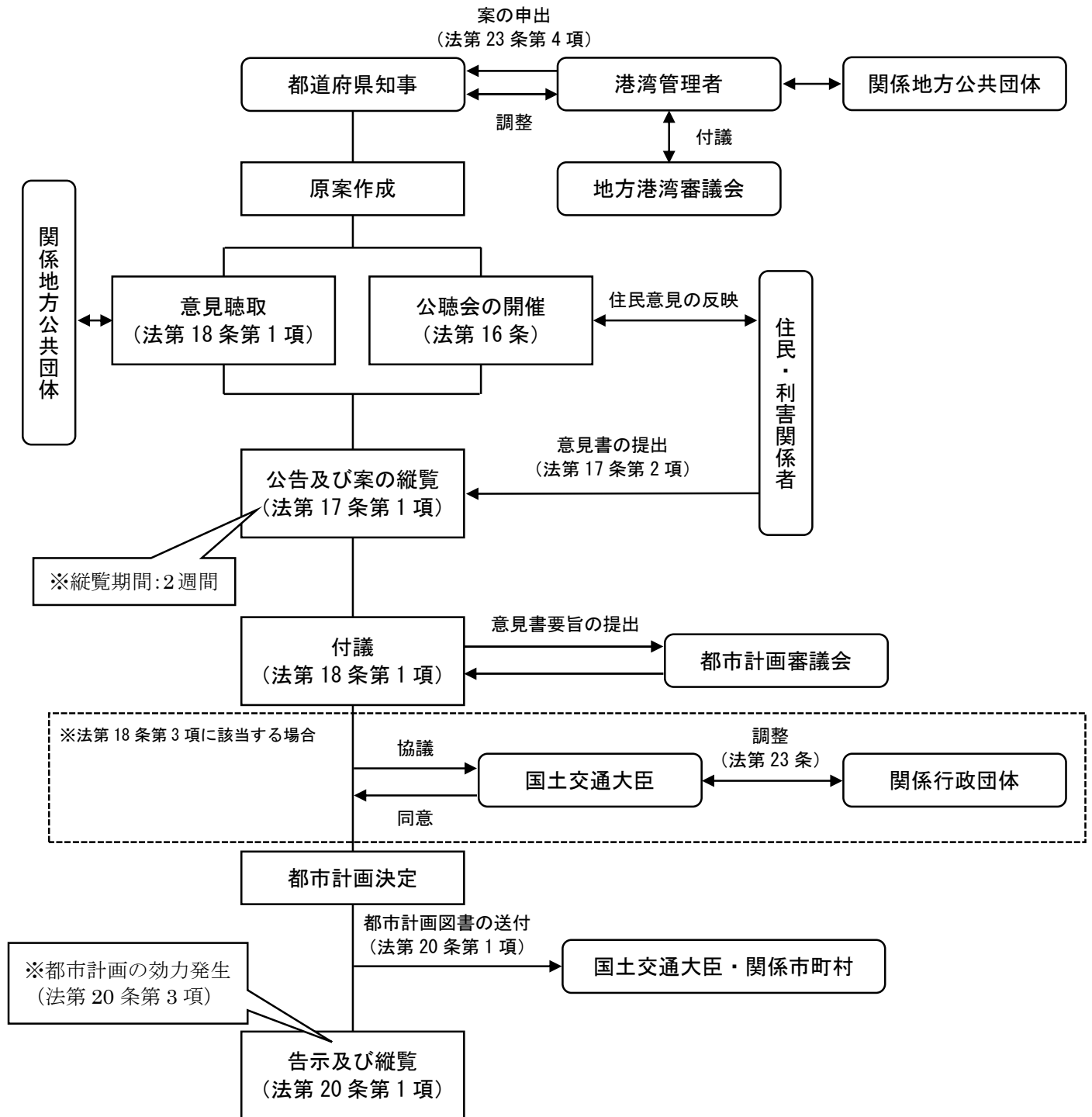


## 5-6 臨港地区の決定手続きフロー

臨港地区の指定は、都市計画区域の内外および港湾の区分により指定権者が異なる。指定権者の一覧については以下のとおり。

	都市計画区域内（都市計画法）	都市計画区域外（港湾法）
重要港湾	大分県（都市・まちづくり推進課）	大分県（港湾課）
地方港湾	市町	

なお、臨港地区を都市計画決定する場合の手続きについては以下のとおり。



出典：港湾行政の概要（公益社団法人日本港湾協会）

## 5-7 港湾事業等の公有水面埋立による土地の取扱い

港湾事業等の公有水面埋立による土地の取扱いについては以下のとおりとする。

### ○都市計画区域

都市計画区域に隣接する公有水面で埋立てられた土地は、都市計画区域に含まれるものとする。これは海に面する都市計画区域が、地先公有水面を含むとされており、埋立てを行うことで区域が変わるわけではない（都市計画区域指定時に土地であるか水面であるかは都市計画区域の指定の要素となっていないため）という解釈である。（都市計画法の運用 Q&A 参照）

なお、現況調査等に必要な都市計画区域の面積は、行政区画として告示した日を基準日として変更するものとする。

### ○市街化区域と市街化調整区域

大分県内では大分市と別府市に区域区分（市街化区域と市街化調整区域）が定められている。同市内の公有水面で埋立てられた土地は都市計画区域には含まれるが、市街化区域には含まれない。これは区域区分が市街化区域と市街化調整区域に線を引くということであり、線を引かれた外側は市街化調整区域となるという見解である（九州地方整備局 建政部に確認済み）。市街化調整区域内では原則建築物は建てられない。

### ○市街化区域への編入

埋立てた土地を市街化区域へ編入をするためには、区域区分の変更を行わなければならない。区域区分の見直しは、主に人口フレーム方式を用いた定期見直しと随時（特定保留、一般保留の解除）見直しに分類され、どちらも国土交通省や農林水産省との協議が必要となり、時間を要する。埋立て後土地利用（主に建築物を建てる場合）が見込まれるときは、都市・まちづくり推進課と相談のこと。

#### 【人口フレーム方式】

・人口を市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま割り付ける方式。

#### 【定期見直し】

・都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、概ね7年～8年程度で区域区分を見直しする手法。

#### 【随時見直し】

・定期見直しを待たずに見直しをする手法であるが、定期見直しの際に保留フレーム（具体的な土地の割り付けをしない余裕分のこと）を確保する必要あり。

### ○臨港地区の指定

港湾部局による施設認定等の手続きもあることから、埋立てた土地を臨港地区に指定することは市街化調整区域であっても可能である。

## 5-8 道路に係る都市計画の取扱い

1 都市施設（道路・公園）に係る都市計画に関する、都市計画決定権者の区分及び大臣同意の要否の区分  
平成10年11月の政省令改正前にすでに都市計画決定された「車線の数」が定められていない道路及び公園に関する平成24年4月1日以降に行う都市計画変更については、以下のとおりとする。

- ① 政省令改正後、初めての都市計画変更の際に、当該変更と併せて、「車線の数」を都市計画に定める。
- ② ①に係る都市計画変更のうち、市町村道（国道、県道以外の道路）の都市計画決定権者は、市町村となる。（別紙-1のとおり）
- ③ 公園については、10ha未満の公園、10ha以上のものであって国又は県以外が設置する公園の都市計画決定権者（変更含む）は市町村となる。

また、変更前が県決定に係るもの（国又は県が設置する10ha以上の公園）であり、変更することにより市町村が決定すべきもの（国又は県が設置する10ha未満の公園）になる場合と、逆に、変更前が市町村決定に係るものであり、変更することにより県が決定すべきものになる場合のいずれにあっても、当該都市計画の変更の手続きは県が行うものとする。

（別紙-1）

### 県道・市町村道等の都市計画決定権者及び大臣同意の要否

モデルケース	道路種別	(A)車線の数が定められていない変更前の都市計画				(A)→(B)の都市計画変更(車線の数を定める)		(B)変更後の都市計画			
		幅員(※1)	車線の数	決定権者	大臣認可	決定権者	大臣同意	幅員	車線の数	決定権者	大臣同意
例1	市町村道	15m	—	市町村	不要	市	不要	25m	4車線	市町村	不要
例2	市町村道	16m	—	県知事	必要	市	不要	16m	2車線	市町村	不要
例3	県道	16m	—	県知事	不要	県	不要	16m	2車線	県	不要
例4	国道	16m	—	県知事	必要	県	必要	25m	4車線	県	必要

(※1) 市町村道の決定権者は幅員16m以上が県知事決定（平成10年11月以前のもの）

#### ● 「車線の数」の取扱い

##### ① 「車線」の定義

道路構造令第2条第5号に規定する車線（一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。））をいう。

##### ② 都市計画に「車線の数」を定めない道路

第三種第五級及び第四種第四級の道路、歩行者専用道路、自転車専用道路、都市モノレール専用道、路面電車その他の車線がない道路については、車線の数を定めないこと。

##### ③ 一路線に車線の数が異なる区間がある場合の都市計画に定める「車線の数」

当該路線の延長の二分の一以上の区間を占める車線の数を採用する。

なお、道路に係る都市計画の決定権者及び大臣同意の要否は、以下のとおり区分されている。

道路種別	道路種類	決定権者
自動車専用道路	高速自動車国道 一般国道 首都高速道路 阪神高速道路	<input type="checkbox"/> 県
	その他	県
幹線街路	一般国道	<input type="checkbox"/> 県
区画街路	都道府県道	県
	市町村道等	市町村

は大臣同意を要する都市計画



2 一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について（技術的助言）

国 都 計 第 1 2 7 号  
平成27年12月22日

大分県 都市計画主務部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の  
都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について（技術的助言）

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、「一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、原則として変更箇所に係る決定権者が都市計画を決定できることを明確化し、地方公共団体に通知する。」こととされた。

この閣議決定を踏まえ、一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

記

1. 一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の都市計画道路に係る都市計画を変更する場合は、変更箇所に係る都市計画を定めるべき者が変更することが望ましい。すなわち、変更箇所が一般国道又は都道府県道部分のみの場合については都道府県が、市町村道部分のみの場合については市町村が変更することが望ましい。
2. 変更箇所が一般国道又は都道府県道部分と市町村道部分の双方を含む場合は、事務の合理化を図る観点から、都道府県が変更することが望ましい。なお、都道府県と市町村による協議の上、一般国道又は都道府県道部分について都道府県が、市町村道部分について市町村がそれぞれ変更することも考えられる。

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について（技術的助言）について

1. 背景

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体の運用の在り方については、内閣府が行った平成26年の提案募集により提案を受け、実態調査を行い検討を進めて参りました。

このたび、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、「一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、原則として変更箇所に係る決定権者が都市計画を決定できることを明確化し、地方公共団体に通知する。」（5. 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等【国土交通省】(2)）とされたことを受けて、この技術的助言を発出したものです。

（参考）「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」内閣府HP

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#kakugikettei1222>

2. 技術的助言の内容

<現行>

- 一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の都市計画道路に係る都市計画を変更する場合は、変更箇所が市町村道部分のみの変更であっても都道府県が変更するという運用をされている自治体が多い。（市町村が変更するという運用をされている自治体もある。）

<今般の技術的助言>

- 国・都道府県道部分のみの変更⇒都道府県が変更することが望ましい。
- 市町村道部分のみの変更⇒市町村が変更することが望ましい。
- 国・都道府県道と市町村道の双方を含む場合の変更⇒都道府県が変更することが望ましい。（なお、都道府県と市町村による協議の上、一般国道又は都道府県道部分の変更について都道府県が、市町村道部分について市町村がそれぞれ変更することも考えられる。）

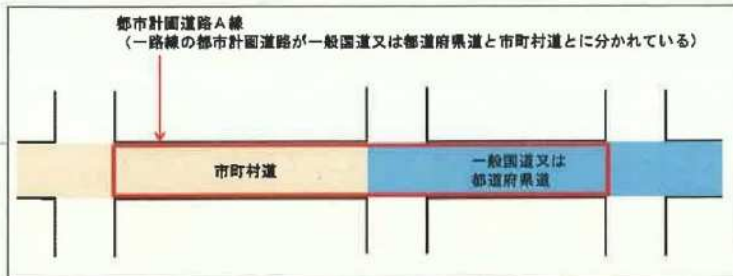
※別添資料「一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について」も参照ください。

（担当）国土交通省都市局都市計画課 法制班  
杉田・堀越 03-5253-8111(内 32624)

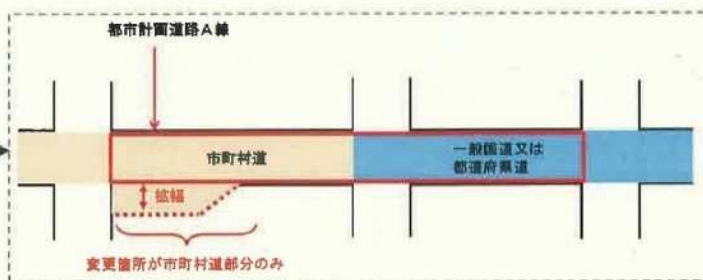
(別添)

# 一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について

一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路 (イメージ)

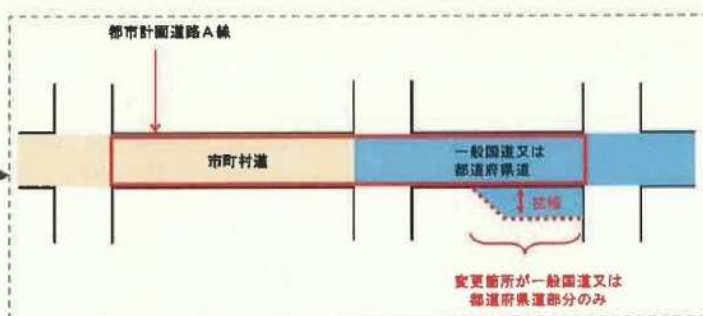


## 事例 1 : 市町村道部分のみの変更



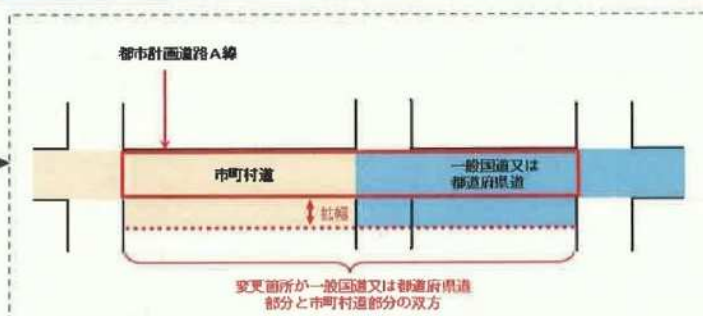
市町村が変更

## 事例 2 : 一般国道又は都道府県道部分のみの変更



都道府県が変更

## 事例 3 : 一般国道又は都道府県道部分と市町村道部分の双方を含む変更



(原則として)  
都道府県が変更

## 5-9 線引き定期見直しのスケジュール（案）

事 項		事 務 手 続 き の 流 れ		
期間（月）	内 容	国	県	関係市町
1ヶ月	見直し要望のヒアリング （第1回）		見直し要望ヒアリング	見直し地区選定
1ヶ月	・フレームの選定 ・基本的事項の案の作成 見直し要望のヒアリング （要望地区等）		フレームの選定 基本的事項案作成	
4ヶ月	見直し要望のヒアリング （最終、要望地区・整開保）  基本的事項の案の 庁内関係各課調整  基本的事項の通知  見直し要望のヒアリング （最終、要望地区・整開保）  変更素案の作成  庁内関係各課説明会	関係機関との協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局 ・環境省 等	見直し要望ヒアリング  関係課調整 ・農地農振室 ・環境保全課 ・河川課 ・港湾課 等  基本的事項の通知  見直し要望地区・ 整開保ヒアリング  変更県素案の作成	見直し地区選定  変更素案の作成  変更市町素案の作成
2ヶ月	説明会  公聴会等準備開始 公聴会告示、縦覧（2週間）  公述人の決定  公聴会  都市計画変更案の作成	関係機関との協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局  九州農政局調整終了 農林水産省の了解を得る	都市計画協議会 （設置規定等は別紙）  説明会  公聴会告示・縦覧  公述人の決定  公聴会等の開催  変更県案の作成	説明会市報掲載  公聴会市報掲載  変更市町案の作成
1ヶ月	公聴会後の下協議	事前協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局 ・環境省 等	庁内関係課合議	
2ヶ月	関係機関事前協議  事前協議の回答 案の縦覧（2週間）	関係機関との協議（回答） ・九州農政局 ・九州地方整備局 等		市町長の意見聴取
4ヶ月	県都市計画審議会  国土交通大臣同意協議 都市計画の変更告示	都計変更 国土交通大臣同意	案の縦覧  県都市計画審議会  都市計画変更告示	

## 5-10 環境影響評価法における都市計画特例の概要

都市計画に定められる対象事業等に関する手続について（環境影響評価法第38条の6～46条）

### ① 特例の趣旨

対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定又は変更をする都道府県又は市町村（二都府県にまたがる都市計画にあっては、国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）が、事業者に代わるものとして、当該対象事業についての環境影響評価手続を行うこととしている。

### ② 特例の概要

#### (1) 配慮書の手続について

第一種事業に係る配慮書の手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画決定権者とする。（第38条の6関係）。

#### (2) 第二種事業に係る判定について

第二種事業に係る判定については、第二種事業に係る届出を行う主体を都市計画決定権者とするほか、届出先に都市計画の同意等を行う国土交通大臣又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）を加え、届出を受けた事業の免許等を行う者と都市計画同意権者が、都道府県知事の意見を求めた上で、第二種事業に係る判定を行うものとする（第39条関係）。

#### (3) 方法書から準備書までの手続について

方法書から準備書までの手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画決定権者とする（第40条関係）。この場合において、次のような規定を整備する。

- ① 準備書の公告を都市計画の案の公告と併せて行うこと（評価書についても同様の規定を整備）（第41条第1項関係）。
- ② 準備書の縦覧を都市計画の案の縦覧と併せて行うこと（評価書についても同様の規定を整備）（第41条第2項及び第3項関係）。また、これに伴い、都市計画の案の縦覧期間等を準備書の縦覧期間等と合わせる（第42条第1項関係）。
- ③ 一般意見の内容が、準備書に対するものか都市計画の案に対するものか判別できないときに、そのいずれでもあるとみなすこと（第41条第4項関係）。

#### (4) 評価書の作成等について

評価書の作成等を行う主体を都市計画決定権者とするとともに、事業の免許等を行う者と都市計画同意権者の両者が、環境大臣の意見を聴いた上で、都市計画決定権者に対し評価書について意見を述べるのできるものとする（第40条第2項で読み替える第24条関係）。また、都市計画決定権者は、評価書の補正の判断に当たり、都市計画審議会に都市計画の案と併せて付議するものとする（第41条第5項関係）。

#### (5) 環境影響評価の結果の反映について

環境影響評価の結果は、事業の免許等の処分に反映されるほか、都市計画決定権者が、都市計画決定を行うに当たり評価書の記載により環境の保全が図られるようにするとともに、都市計画同意権者が、当該都市計画が環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとする（第42条第2項及び第3項関係）。

#### (6) 報告書の作成について

報告書の手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画事業者とする（第40条の2関係）。

#### (7) その他

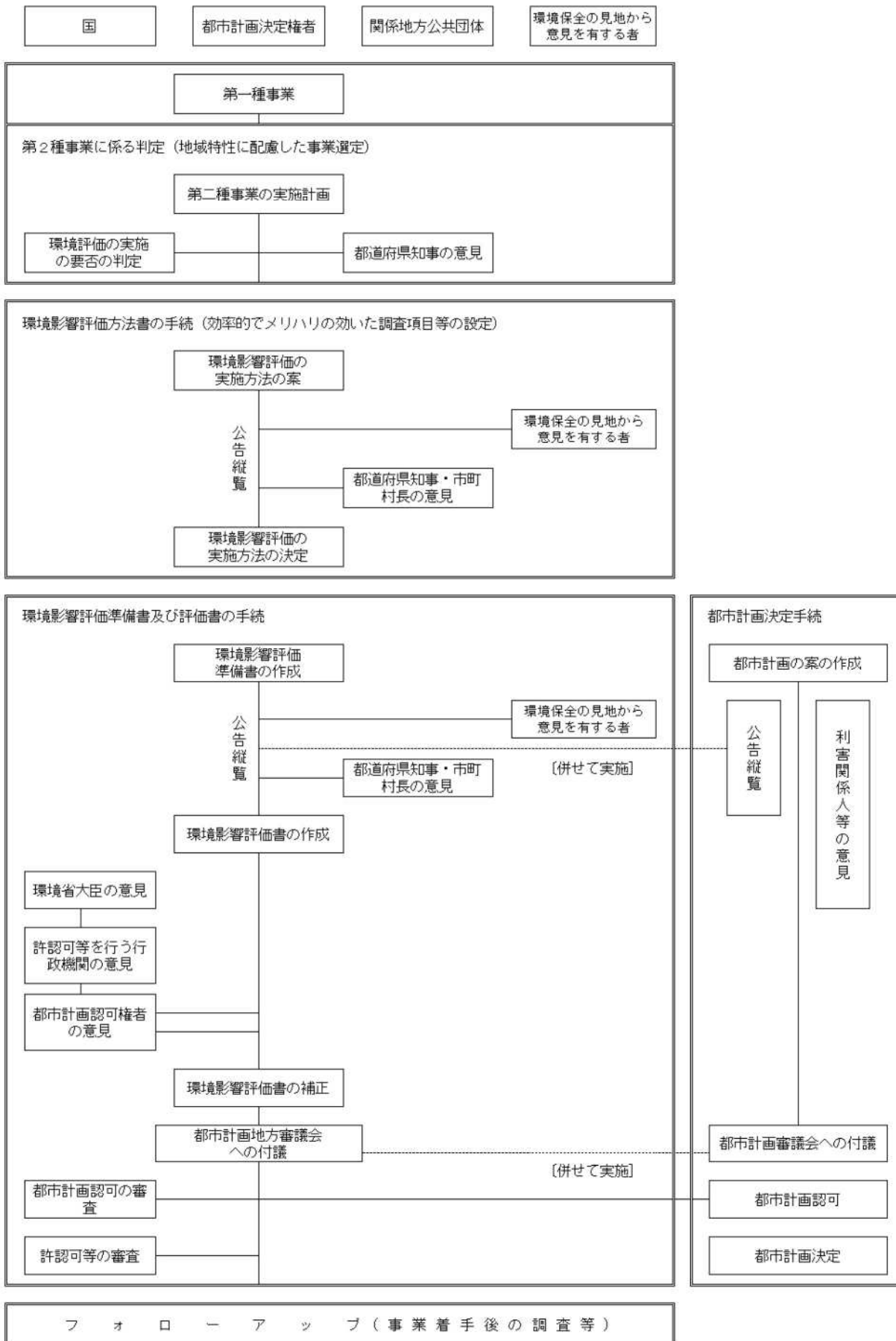
事業者の行う環境影響評価との調整規定を整備するとともに（第44条関係）、都市計画決定権者が環境影響評価手続を行うために必要な協力を事業者に求めることができるものとする（第46条関係）

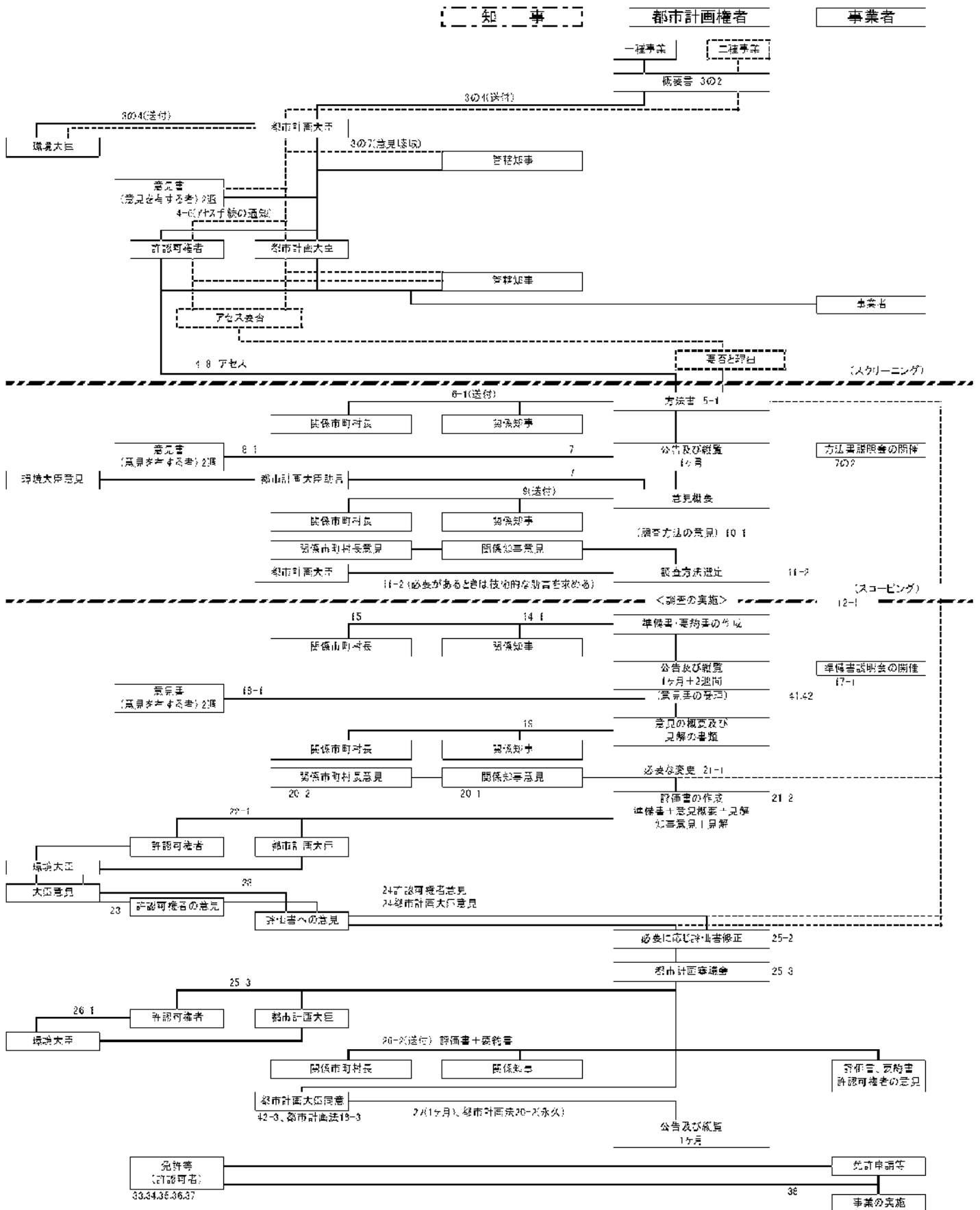
※用語や環境影響評価法の手続きについては、大分県生活環境部環境保全課のHPを参照のこと

# 手続の基本的な流れ

[環境影響評価法の手続き]

[都市計画決定手続]





## 5-1-1 市町村が定める都市計画に係る知事の協議基準

- 都道府県知事の協議（都市計画法第19条第3項、第21条第2項）

「市町村は、都市計画を決定（変更）しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
  
- 協議の観点（都市計画法第19条第4項）
  - （1）一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点
  - （2）都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点
  
- 協議に関する基準
  - （1）地方分権の趣旨を踏まえ、必要最小限のものとする。
  - （2）都市計画を定める市町村の当然の責務として行う事項を明確にし、協議に際し確認するものとする。（運用指針参照）
  
- その他
  - （1）協議の申出及び回答は、文書により行う。ただし、下協議は文書不要とする。
  - （2）都市計画の案に対する意見書の提出があった場合は、協議を申し出る際にその要旨を添付する。
  - （3）「第3章 市町が定める都市計画の決定変更手続き」を参照すること。

### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

平成23年8月4日一部改正

令和3年3月31日一部改正



## 運用指針

### 1. 県が広域的視点から示した計画及び施策との整合が図られていること。

県や広域市町村圏域等の計画、都市施設のネットワーク計画等の上位計画・関連計画と整合していること。

(広域計画)

- ・ 大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」
- ・ 国土利用基本計画
- ・ 大分県土地利用基本計画
- ・ 大分県の都市計画の方針
- ・ 各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- ・ 大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2024」 等

### 2. 一の市町村の区域を越えて影響を及ぼす都市計画については、関係する市町村との調整を了していること。

一の市町村の区域を越えて作用する、あるいは相互に干渉し合う都市計画については、市町村間の調整を図る必要から、その調整を了したものであること。

(例)

- ・ 市町村境を跨ぐ位置に定めようとする道路
- ・ 市町村境に近接する位置に定めようとするごみ焼却場等（建築基準法第51条施設）
- ・ 大規模な商業系用途地域 等

### 3. 県が定め、若しくは定めようとする都市計画と適合していること。

現に決定されている県の都市計画との適合はもちろんのこと、整備、開発及び保全の方針をはじめとする県が定める都市計画（隣接、近接する都市計画区域の都市計画を含む）と整合していること。

### 4. 関係法令に適合していること。

都市計画に関係する法令に適合していること。特に都市計画法にあっては、法運用の一体性、一連性から適合を求めるものであり、都市計画事業を予定しているものにあつては、事業認可が可能であることも含まれる。

なお、関係法令とは、法律、政令及び省令並びに県の定める条例及び規則をいう。

### 5. 関係機関との調整を了したか、若しくは了することが確実であること。

関係機関との調整は、法令に定めがある場合のほか、定めがない場合であっても、関係法令に適合しているか否かの判断上、必要と考えられる範囲において調整を行うこと。

なお、都市計画の内容によっては調整の完了までは求めないが、この場合であっても完了することが確実であること。

## 5-1-2 軽易な変更の取り扱い

都市計画の変更をする際には、第2章および第3章の手続きを行うものとするが、変更の内容によっては一部の手続きを省略することが可能となる。省略可能な手続きおよび変更内容については以下のとおりとするが、詳しくは都市計画法第21条第2項および都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条、13条の2を参照のうえ、都市・まちづくり推進課に相談のこと。

省略可能な手続き			変更内容
共通	法第17条	県又は市町村の都市計画の案の縦覧等	名称の変更
県	法第18条第2項	県が県都市計画審議会に意見書の要旨を提出	名称の変更
	法第18条第3項	県から国土交通大臣への協議および同意	名称の変更
			位置、区域、面積又は構造の変更 一団地の官公庁施設に関する都市計画における公共施設、公益施設又は建築物の配置の方針の変更
市町	法第19条第2項	市町村が市町村都市計画審議会又は県都市計画審議会に意見書の要旨を提出	名称の変更
	法第19条第3項	市町村から県知事への協議	名称の変更
			位置、区域、面積又は構造の変更 一団地の官公庁施設に関する都市計画における公共施設、公益施設又は建築物の配置の方針の変更

### 5-13 都市計画の策定手続きの事務決裁処理（県用） （大分県決定）

手 続 き	関 係 法 令 決 裁 権 者	備 考
公聴会開催	法第16条1項 土木建築部長	・開催告示と合わせて決裁
(5)23条6項協議	法23条6項 都市・まちづくり推進課長	
(7)事前協議 (大臣同意)	法18条3項 都市・まちづくり推進課長	
(9)市町への意見照会	法18条1項 都市・まちづくり推進課長	
(11)市町へ縦覧依頼	都市・まちづくり推進課長	・縦覧告示と合わせて決裁
(12)縦覧告示 (計画案の縦覧)	法17条1項 都市・まちづくり推進課長	・法務室に合議 ・県報掲載日の14日（期限10日）前までに法務室に持込
・縦覧意見書受付 (15)・縦覧意見書の 検討結果報告	法17条2項 都市・まちづくり推進課長	・受理又は報告された文書を課長まで回覧する
(16)県都計審へ諮問	法18条1項 都市・まちづくり推進課長	・議案書（案）を添付する ・議案書の作成は別に課長決裁により処理する ・審議会委員への開催通知は1ヶ月前
(18)大臣同意協議	法18条3項 都市・まちづくり推進課長	
(20)決定告示	法20条1項 都市・まちづくり推進課長	・法務室に合議 ・県報掲載日の14日（期限10日）前までに法務室に持込
(21)図書の写しの送付	法20条1項 都市・まちづくり推進課長	・県報の写しを添付する

### （〇〇市町決定）

手 続 き	関 係 法 令 決 裁 権 者	備 考
(4)事前協議	受け付け	・市町長→知事
(5)事前協議の回答	土木建築部長	・知事→市町長
(6)縦覧意見書の 検討結果報告	受け付けのみ	・報告された文書を課長まで回覧する
(7)知事協議	受け付け	・市町長→知事 (事前協議時（市町の前案）に県が意見を付した場合及び事前協議から変更のある場合のみ)
(8)知事協議 (回答書)	法19条3項 都市・まちづくり推進課長	・知事→市町長 (事前協議時（市町の前案）に県が意見を付した場合及び事前協議から変更のある場合のみ)

※大分県事務決裁処理規程に基づいて作成。

## 5-14 参考図書

- ・都市計画法令要覧（出版：ぎょうせい）  
都市計画法、施行令、施行規則、通達・例規、その他関係法令等  
都市計画運用指針
- ・都市計画法の運用Q&A（出版：ぎょうせい）
- ・改訂 新都市計画の手続 H13.6（出版：(財)都市計画協会）
- ・実務者のための 都市計画マニュアルⅠ～Ⅹ（出版：(社)日本都市計画学会）
- ・平成9年度版 土地利用調整実務必携（出版：大成出版社）
- ・わかりやすい都市計画法の手引（出版：新日本法規）
- ・地区計画マニュアル（基礎編）H30年度改訂（応用編）R元年度改訂  
地区計画行政研究会報告書（出版：地区計画行政研究会）
- ・都市計画年報（出版：国土交通省 都市局）
- ・大分県用途地域等見直しガイドライン H23.6（出版：大分県）
- ・大分県都市計画提案制度手続要領（出版：大分県）
- ・都市計画法に基づく公聴会開催要領（大分県決定）（出版：大分県）